

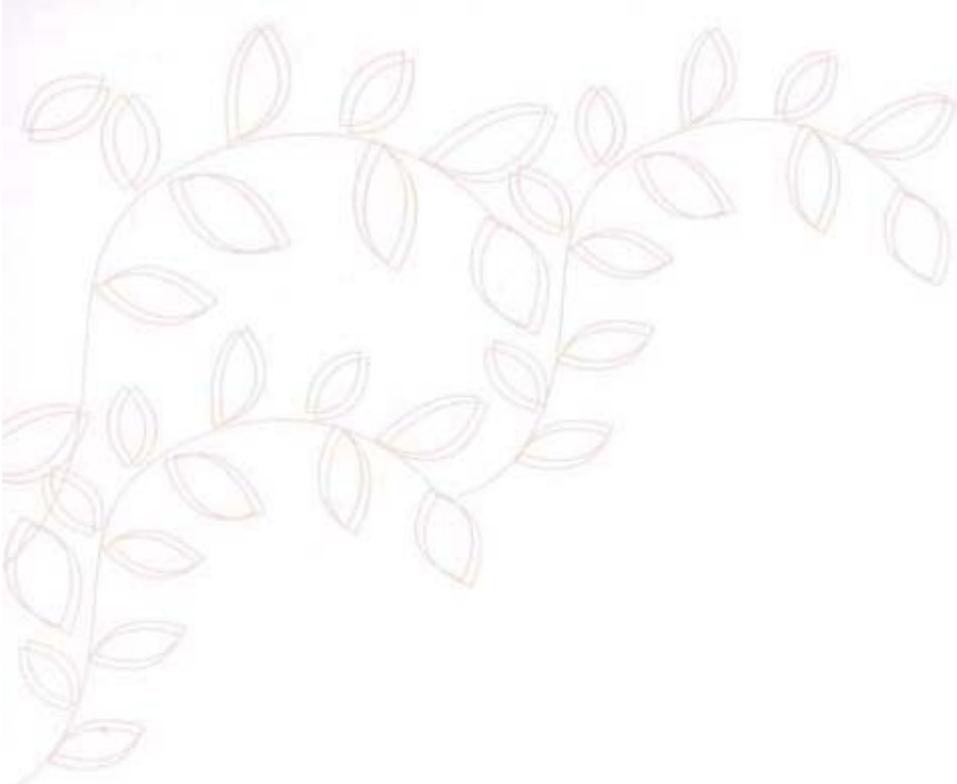


みやざき

男女共同参画プラン



宮崎県



みやざき男女共同参画プラン



男女共同参画社会の実現をめざして



21世紀初頭の今日、少子・高齢化の進行や社会経済情勢の急速な変化は、家族形態やライフスタイルの多様化、人々の価値観の変化をもたらし、仕事と育児・介護の両立支援や女性に対する暴力の根絶など、従来の社会システムでは対応できない課題が顕在化してきております。

これらの課題を克服し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが不可欠であります。

県ではこれまで、平成9年に策定した「ひむか女性プラン」に基づき各種施策を実施するとともに、平成13年9月に「宮崎県男女共同参画センター」を設置するなど、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は未だに根強く残っており、男女それぞれの生き方や社会での活動の可能性を狭めている状況も見受けられます。

このため、これまでの成果と残された課題を踏まえつつ、新たに生じた課題を盛り込んだ新行動計画として、このたび「みやざき男女共同参画プラン」を策定いたしました。この計画は、男女共同参画社会基本法に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、また、県政運営の指針である第五次宮崎県総合長期計画の部門別計画として、あらゆる分野で男女共同参画の実現を図るための指針となるものです。

県といたしましては、この計画に基づき、今後、積極的に施策を推進してまいります。男女共同参画社会は行政の取組だけで実現できるものではなく、県民の皆様の主体的な取組みがあって初めて、十分な成果を上げることができるものと存じます。今後とも一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たって貴重な御意見や御提言をいただきました、男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、県民の皆様に対し、心からお礼を申し上げますとともに、この計画が広く浸透し、一人ひとりが輝いているいろいろな夢を描くことができるふるさと宮崎が実現できるよう願いたします。

平成14年3月

宮崎県知事 松 形 祐 堯

CONTENTS 目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 4
- 2 計画の性格及び役割 4
- 3 計画の期間 4
- 4 計画の構成 4

第2章 計画策定の背景

- 1 世界の動き 6
- 2 日本の動き 7
- 3 宮崎県の動き 8
- 4 社会経済環境の変化 9

第3章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本的視点 14
- 2 計画の基本目標 14
- 3 計画がめざす男女共同参画社会のすがた 14
- 4 計画の推進主体 15
- 5 計画の体系 16

第4章 計画の内容

- 基本目標 男女共同参画社会の形成を推進する基盤づくり 20
- 基本目標 男女の多様な生き方を可能にする環境の整備 31
- 基本目標 女性の人権への配慮 44

第5章 計画の推進

- 1 庁内における推進体制の充実・強化 56
- 2 市町村との連携強化 56
- 3 関係機関、民間団体等との連携強化 56
- 4 計画の進行管理 56

- 参考資料 資料1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 58
- 資料2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号) 65
- 資料3 男女共同参画基本計画(抄)(平成12年12月12日閣議決定) 70
- 資料4 宮崎県男女共同参画推進会議規程(昭和53年12月27日訓令乙第9号) 73
- 資料5 男女共同参画に関する国内外の動き 75



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある新世紀の社会を築いていくためには、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが極めて重要です。

このため、これまで推進してきた「ひむか女性プラン」(平成9年2月策定)を発展させるとともに、**男女共同参画社会基本法**の趣旨を踏まえた新行動計画を策定するものです。

WHAT? 「男女共同参画社会基本法」

平成11年6月23日に公布・施工された法律で、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念を定め、この基本理念のっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている(65ページ参照)。



2 計画の性格及び役割

- (1) 県政運営の指針となる第五次宮崎県総合長期計画(計画期間:平成13~22年度)の部門別計画として、本県における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (2) 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として位置付けられるものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成14年度から平成22年度までの9年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した施策を適切に推進するために、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の構成

計画は、5章で構成しています。

第1章から第3章において、計画策定の趣旨や背景、計画の基本的考え方を示し、第4章において3つの基本目標と8つの重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」として平成22年度までを見通した長期的な施策の方向性を示しています。また、第5章においては、こうした取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述しています。



第2章

計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

国際婦人年と国連婦人の十年

第2次世界大戦の反省にたつて創設された国際連合は、主要課題の一つとして人権擁護に取り組み、昭和21年には男女平等の実現に向けて「婦人の地位委員会」が設置されました。そして、昭和23年にはすべての人間の尊厳と平等をうたった「世界人権宣言」が、昭和42年には女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、実質的な男女平等を実現するための「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

その後、男性中心につくられた社会の制度や価値を見直そうと、女性たちの解放運動が高まり、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促進するために、昭和50年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

さらに、同年の国連総会では、昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の十年」とし、そのテーマを「平等・発展・平和」とすることが宣言されました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年の国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、昭和55年にコペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」で署名式が行われました。

この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的な諸施策が一層推進されることとなりました。

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60年には、ナイロビで「国連婦人の十年最終年世界会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するための西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

北京宣言と行動綱領

平成7年には、ナイロビ将来戦略を見直し、西暦2000年に向けた優先行動計画をたてるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重要分野について「女性のエンパワメント(力をつけること)」を図ることを目的としていますが、なかでも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されます。

女性2000年会議と政治宣言・成果文書

平成12年には、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価や、

それらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われました。そして、女子差別撤廃条約の完全批准など行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

2 日本の動き

国内行動計画の策定

我が国では、女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和50年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年には「世界行動計画」を受けて、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

女子差別撤廃条約批准

昭和55年の「国連婦人の十年中間年世界会議」において、我が国も「女性差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和59年に国籍法、戸籍法の改正が、昭和60年に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和60年に条約を批准しました。

新国内行動計画

昭和62年には、ナイロビ将来戦略を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成3年には、第1次改定が行われました。この改定では、「共同参加」を企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成を目指すことになりました。また、この年に、1歳未満の子どもを養育するために男女労働者が休業する権利を保障する「育児休業法」が制定されました。

なお、育児休業法は平成7年に大幅に改正され、「育児・介護休業法」が成立し、育児休業に加え介護休業も労働者の権利として認められることになりました。

男女共同参画2000年プラン

平成6年には、内閣総理大臣を本部長に全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」が設けられ、推進体制の充実が図られるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

また、平成8年には、前年に北京で開催された世界女性会議で採択された行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成11年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には、基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議として「男女共同参画会議」が、併せて内部部局として「男女共同参画局」が設置され、推進体制が一段と強化されています。

3 宮崎県の動き

宮崎県婦人関係行政連絡会議と青少年婦人課設置

本県においては、昭和53年に女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」（平成2年「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、平成12年「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称）を設置しました。そして、昭和54年には、女性に関する施策の総合的な窓口として青少年婦人課（平成3年「女性青少年課」に改称）を設置し、女性施策についての本格的な取組を始めました。

宮崎県婦人問題懇話会設置

昭和55年には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」（平成2年「女性の未来を考える懇話会」に、平成11年「男女共同参画推進懇話会」に改称）を設置しました。

行動計画の策定

昭和56年に、第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌昭和57年には「婦人に関する施策の方向 - 婦人行動計画 - 」を策定し、本県の女性施策の基本的方向を明らかにしました。

その後、昭和62年には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」を策定し、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第四次宮崎県総合長期計画に基づいて、平成4年に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を策定しました。

さらに、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて平成9年に「ひむか女性プラン」を策定し、総合的な施策の展開を図ってきました。

推進体制の強化

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成3年に「みやざき女性交流活動センター」を設置して啓発事業等を実施してきましたが、平成13年9月に、本県における男女共同参画社会づくりの活動拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、相談事業を開始するなどの事業拡大を行いました。

平成11年には、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」（平成13年に「男女共同参画監」に改称）を設置し、また、平成13年には、宮崎県男女共同参画推進会議の幹事課を全庁的に拡大するなど、推進体制の強化を図ってきました。



4 社会経済環境の変化

1. 少子・高齢化の進行

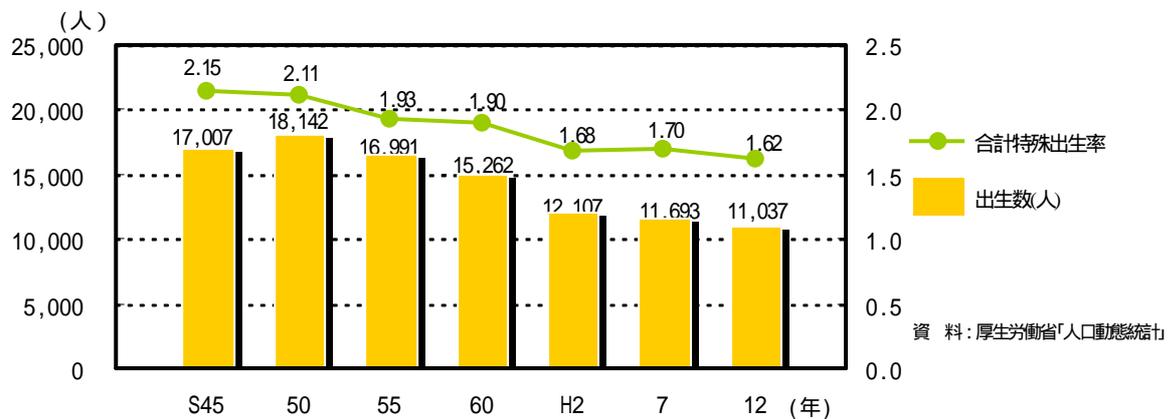
平成12年の本県の合計特殊出生率は1.62と、過去最低を記録した前年の1.56をわずかに上回りましたが、現在の人口を維持するために必要と言われている2.08を大きく下回る低下傾向が続いています。少子化の要因としては、晩婚化や未婚率の上昇が挙げられますが、これには根強い性別役割分担意識や仕事優先の雇用環境下での家庭と仕事との両立に対する負担感も影響していると考えられます。

WHAT? 「合計特殊出生率」

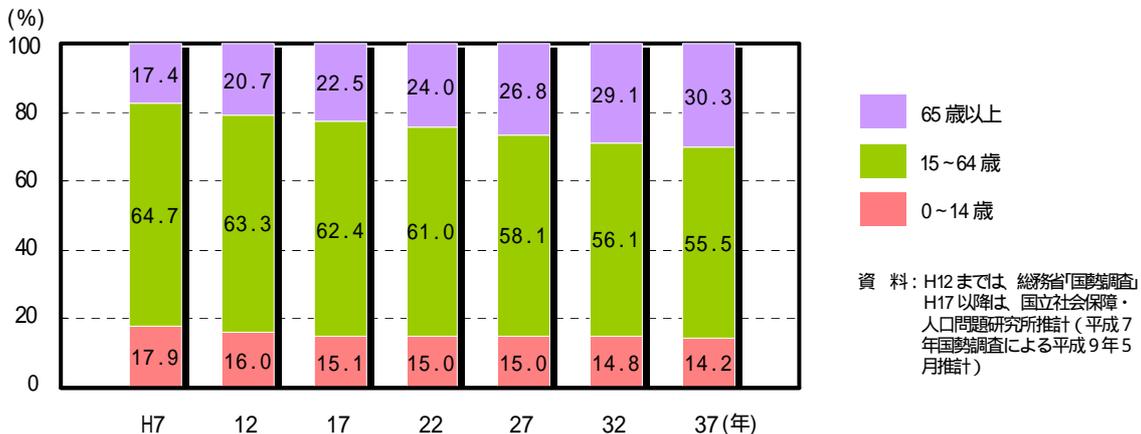
15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

本県の高齢化は全国平均より早いペースで進んでおり、平成12年の国勢調査では65歳以上の人口割合（高齢化率）が20.7%となり、県民の5人に1人が高齢者という「超高齢社会」に入りました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も本県の高齢化率は伸び続け、平成37年には30%台に達する見込みとなっており、高齢期の男女が共に自立し、充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、地域社会の活力を維持していくことが求められています。

出生数と合計特殊出生率の推移(宮崎県)

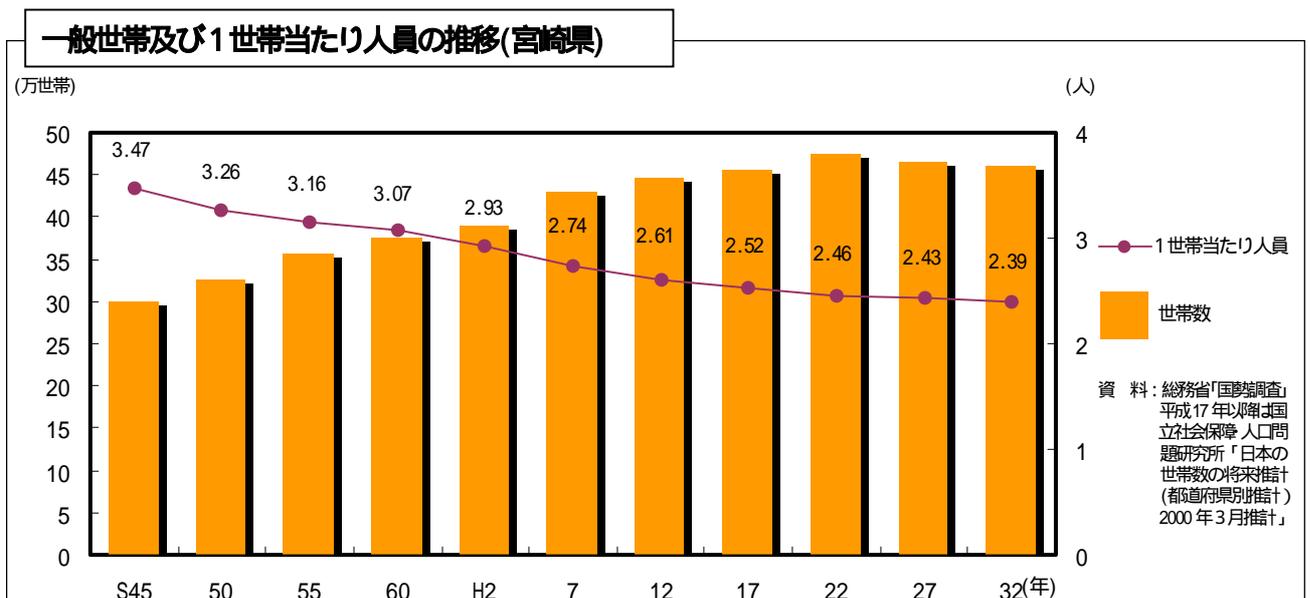
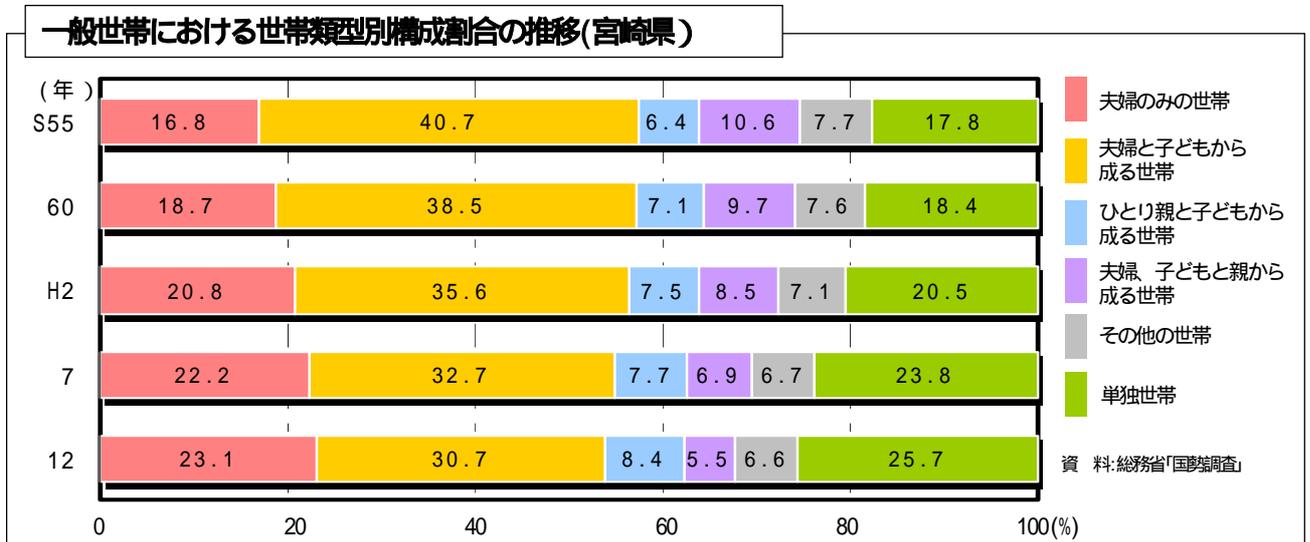


年齢3区分別人口割合の推移及び将来推計(宮崎県)



2. 家族形態の多様化

昭和55年以降の世帯類型別構成割合をみると、「単独世帯」は上昇し、「三世帯世帯」(夫婦、子どもと親から成る世帯)は低下、「核家族世帯」(夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子どもから成る世帯)はほぼ横ばいとなっています。また、「核家族世帯」の中で、「夫婦のみ世帯」は上昇、「夫婦と子どもから成る世帯」は低下、「ひとり親と子どもから成る世帯」がわずかに上昇しており、世帯規模の縮小と家族形態の多様化が進んでいます。

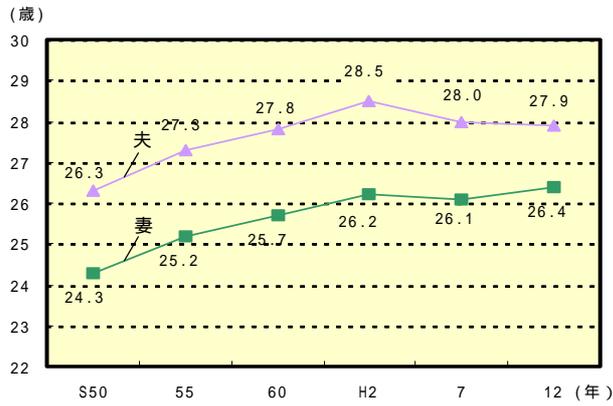


3. 価値観の変化とライフスタイルの多様化

生活水準の向上や自由時間の増加、交通通信網の発達などに伴って、人々の価値観は、「物の豊かさ」を優先する傾向から、ゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」も重視する傾向に変化してきています。

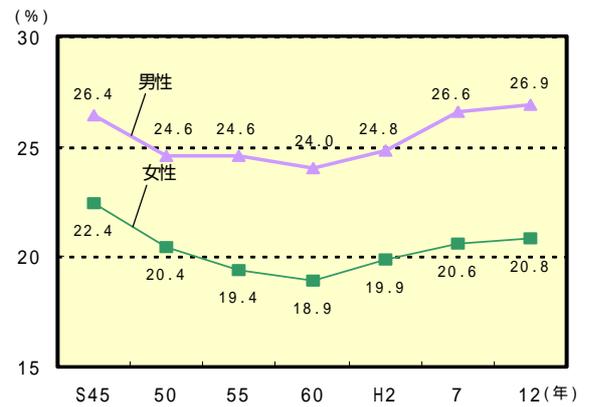
平均初婚年齢の推移をみると、妻、夫とも上昇傾向にあり、昭和50年には、妻24.3歳、夫26.3歳であったのが、平成12年には、妻26.4歳、夫27.9歳となっています。また、未婚率は男女とも昭和60年までは低下傾向で推移していましたが、それ以降は上昇してきており、結婚にこだわらない生き方を選択する人が増えています。

平均初婚年齢の推移（宮崎県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

未婚率の推移（宮崎県）



資料：総務省「国勢調査」

4. 就業構造の変化

本県の女性の就業率は年々高まってきており、平成12年の就業者数は255千人と、就業者全体の45.1%を占めるまでになりました。

しかしながら、女性の年齢階級別労働力率をみると、出産・子育て期の30歳代前半が谷となるM字型カーブを示しており、固定的な性別役割分担意識のもとで、この年代の多くの女性が、育児等の家族的な責任を中心的に担っている状況が伺えます。

今後、少子・高齢化に伴う労働力不足により、女性の労働力に対する期待がますます高まる中で、就業を希望する女性が、仕事と家庭の両立を図ることができる環境整備が求められています。

インターネットなどに代表されるIT（情報通信技術）の飛躍的な発達により、在宅ワーク、テレワークやSOHOなど、就業形態の多様化が進むと考えられています。これらの、距離や時間的制約にとらわれない就業機会の拡大は、仕事と育児・介護の両立の面で男女共同参画を促進するものと期待されます。

WHAT?

「在宅ワーク」

情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの等をいう。

「テレワーク」

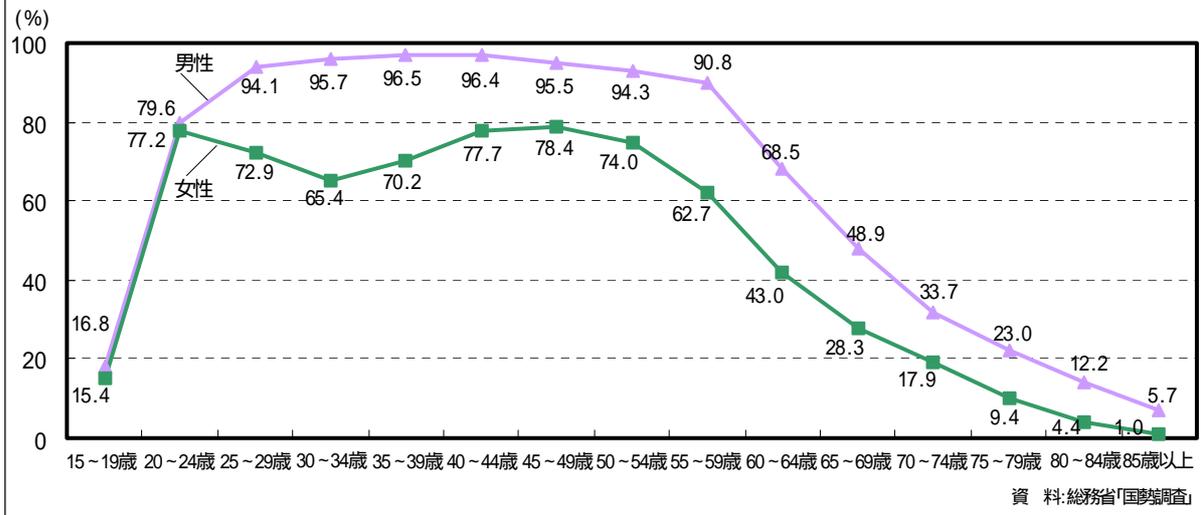
情報通信を活用した遠隔型の就労形態。テレワークの形態としては、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」、携帯情報端末を利用して移動先でも仕事する「モバイルワーク」などがある。

「SOHO」

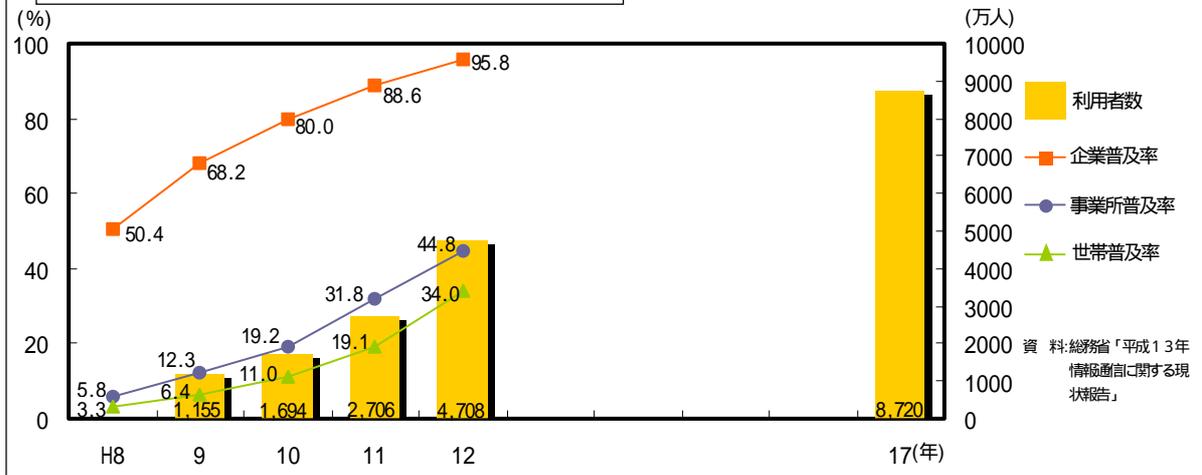
Small Office Home Office。企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で行う独立自営型の就労形態。



男女別、年齢階級別労働力率(宮崎県、平成12年)



我が国におけるインターネットの普及状況



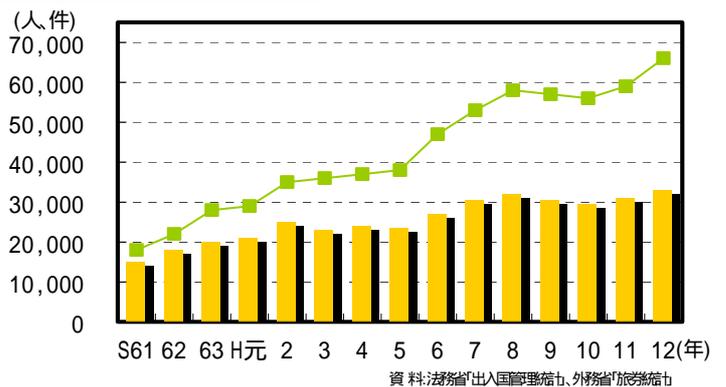
5. 国際化・情報化の進展

本県から海外への出国者数は年々増加し、平成8年以降に若干減少したものの、平成12年には66,702人となり、再び増加に転じました。また、平成12年12月末現在の本県の外国人登録者数は、3,094人で増加傾向にあります。

平成13年3月現在で、県内の12市町村が世界各国と姉妹・友好都市の提携を行っており、県内学校や民間団体の姉妹・友好提携も進んでいます。また、青年海外協力隊への派遣は、昭和40年に発足以来、本県から57か国へ257名(平成13年3月末現在)となっており、国際交流や国際協力の活動も盛んになってきています。

IT(情報通信技術)の飛躍的な発展と普及により、時間的・空間的距離は大きく縮小され、社会活動の高速化、広域化、多様化をもたらしています。また、従来からの多様な活字情報やテレビ、ラジオなどの情報量も増大し続けており、そうしたメディアによってもたらされる情報社会に与える影響はさらに拡大するものと予想されます。

海外渡航の状況(宮崎県)





第3章

計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的視点

国際連合での決議、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法及び第五次宮崎県総合長期計画を踏まえ、男女共同参画社会づくりに向けて、次の2つを基本的視点とします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会のあらゆる分野への男女の共同参画

2 計画の基本目標

基本的視点のもと、次の3つを基本目標とします。

- (1) 男女共同参画社会の形成を推進する基盤づくり
- (2) 男女の多様な生き方を可能にする環境の整備
- (3) 女性の人権への配慮

3 計画がめざす男女共同参画社会のすがた

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

ここでは、私たちが目標とする男女共同参画社会とは具体的にどのような社会なのか、家庭や学校、職場などを例に、そのイメージを考えてみました。

家庭では

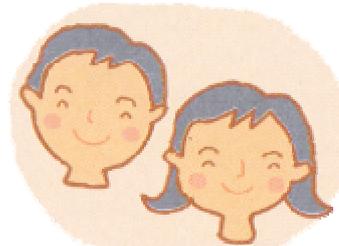


掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。

一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、高額商品の購入や家族問題に関する意思決定も家族全員で行っています。

子育てについても、女の子、男の子といった性別によって育て方を区別するのではなく、子どもの自主性と個性を大切に育て方をしています。

学校では



「女らしさ」「男らしさ」といった従来の性別による固定観念はなくなり、子どもの自主性と個性を尊重した教育が行われています。

授業や様々な活動を通して、男女がお互いを尊重する意識が育まれています。

育児や介護、ボランティア活動など、成長期に応じた体験学習も進み、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。

職場では



募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆるステージで、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
家庭生活とのバランスがとれた労働時間で、女性も男性も共にゆとりをもっていきいきと働いています。

地域社会では



固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりにとらわれず、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
地域の意思決定の場へ、男性だけではなく女性も数多く参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。
性別や世代を超えた交流を通して、地域社会の一員としての連帯感やボランティア意識の高揚が図られ、明るく住みよい地域づくりが進められています。

4 計画の推進主体

1. 行政の役割

県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を推進していきます。
一方、住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、国や県の計画を勘案して地域の実状に応じた市町村男女共同参画計画を策定し、計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

2. 企業や団体に期待される役割

企業や団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を活かした取組が求められています。

3. 県民に期待される役割

家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる分野で、様々な立場から互いに責任を担い、協力するよう努めることが求められています。具体的には、例えば、一人ひとりが性別による差別的取扱いを行わないよう心がけたり、家庭において男女が互いに協力しあうことが考えられます。

地域にあった
男女共同参画計画の
策定・施策の推進

各企業・団体の
特性を活かして築く
豊かな社会

あらゆる分野で
理解・協力しあう
一人ひとりの心がけ



5 計画の体系

男女共同参画社会づくり

基本的視点

男女の人権の尊重

社会のあらゆる分野への男女の共同参画

基本目標

男女共同参画社会の形成を推進する基盤づくり

男女の多様な生き方を可能にする環境の整備

女性の人権への配慮

重点目標

1 男女平等意識の確立

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

3 男女共同参画推進体制の充実

4 男女の平等な就業環境の整備

5 男女の自立と家庭・地域生活の両立支援

6 女性に対するあらゆる暴力の根絶

7 生涯を通じた女性の健康支援

8 メディアにおける女性の人権の尊重

施策の基本的方向

	ページ
(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実	22
(2) 個性を尊重する学校教育・地域活動の推進	23
(3) 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進	23
(4) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し	24
(5) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大	26
(6) 女性の人材の育成と情報収集・整備	27
(7) 総合的な推進体制の整備・充実	29
(8) 男女共同参画社会づくりの拠点となる施設の整備・充実	30
(9) 自主的活動に対する支援と連携の促進	30
(10) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	34
(11) 女性の能力発揮促進のための援助	35
(12) 農山漁村における男女共同参画の確立	35
(13) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	36
(14) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	39
(15) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	40
(16) 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進	40
(17) 高齢者が安心して暮らせる条件の整備	41
(18) ひとり親家庭や障害のある人などへの配慮	42
(19) 国際交流・協力活動の促進	42
(20) 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくり	48
(21) 女性に対するあらゆる暴力への対策の推進	48
(22) 被害女性支援体制の充実	48
(23) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する意識の浸透	50
(24) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進	51
(25) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	51
(26) 女性の人権を尊重した表現の推進	53
(27) 広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進	53



第4章

計画の内容

この章において具体的施策に掲げている担当部局のうち、「商工労働部」は平成14年4月1日から「商工観光労働部」に変わります。

この章の中で紹介している「県民の声」は、平成12年度に実施した県民意識調査において、自由記入欄に記入していただいたり、グループインタビューでお伺いした、県民の皆様の貴重な御意見の中から一部掲載したものです。

第4章 計画の内容

基本目標

男女共同参画社会の 形成を推進する基盤づくり

21世紀。一人ひとりが輝いて、いろいろな夢を描くことができる社会でありたいものです。そのためには、女性と男性が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが重要です。

しかしながら、性別に基づく固定的な役割分担を前提とした制度や慣行は依然として存在し、あらゆる分野や場面で男女が平等になっているとは言い難い状況にあります。

こうした状況は、男女それぞれの生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会などにおいて、男女がお互いを尊重し、平等な立場で共同して社会に貢献できるシステムの構築が求められています。



重点目標1・・・男女平等意識の確立

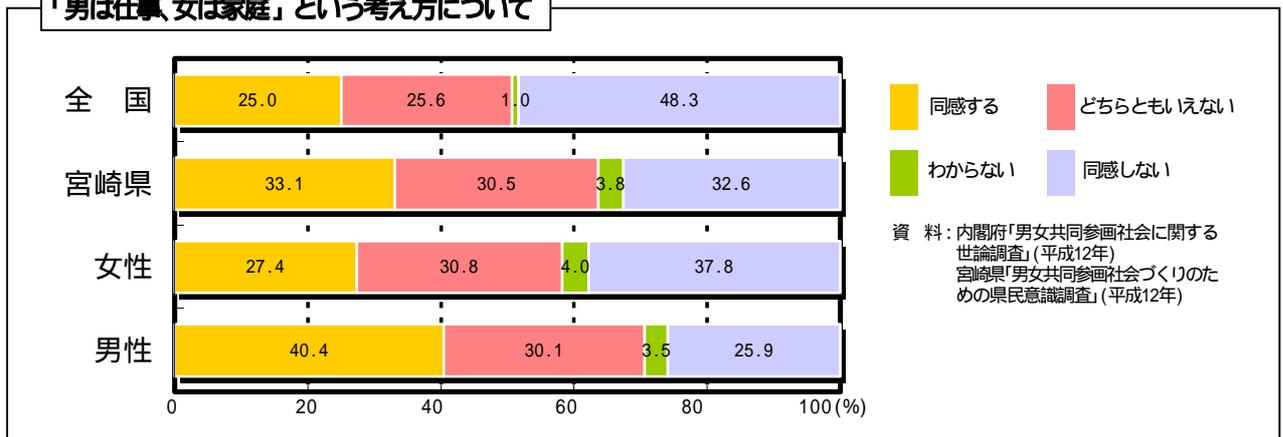
現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な県民の割合は、以前より低くなってきているものの、全国に比べると高く、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っている状況が伺えます。

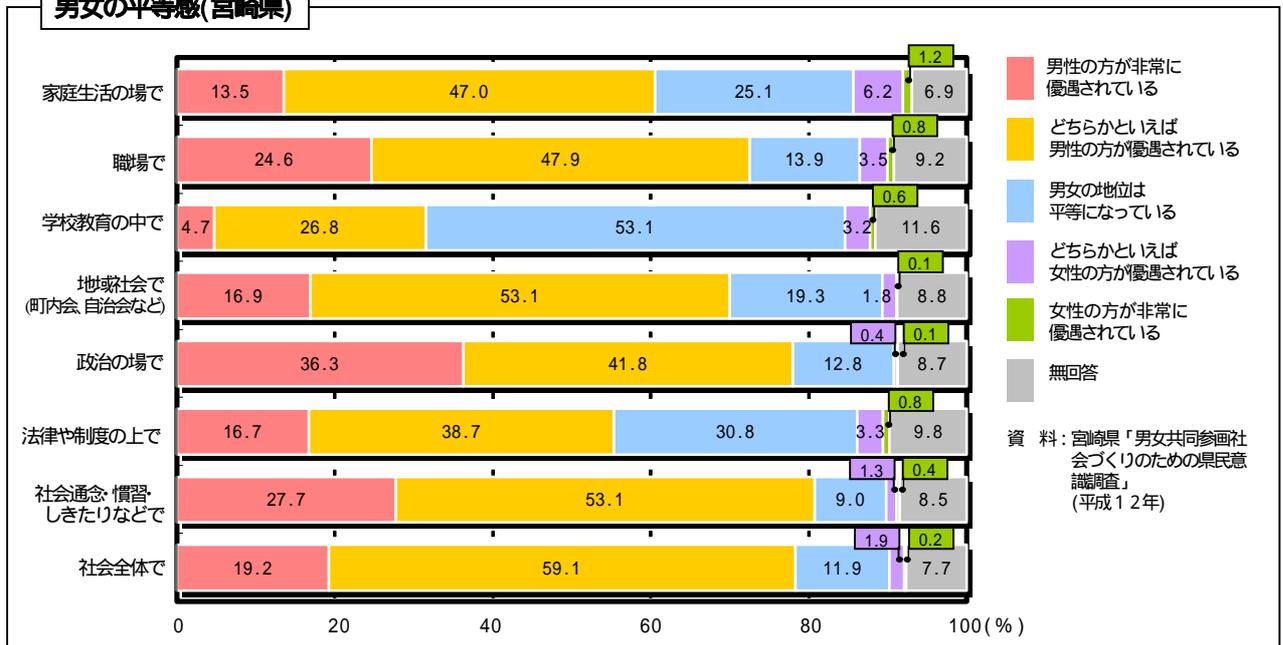
「学校教育の場」では過半数の人が「男女の地位は平等になっている」と感じています。その他の場面では全体的に男性が優遇されていると感じる割合が高く、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」では、8割前後の人が男性優遇と感じています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして参画できるよう、男女平等意識を確立していく必要があります。

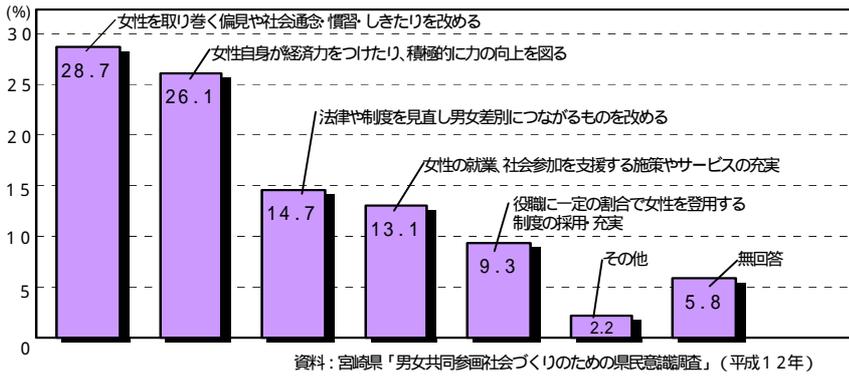
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



男女の平等感(宮崎県)



男女平等になるために重要なこと(宮崎県、複数回答)



施策の基本的方向(1)・・・男女平等を推進する教育・学習の充実

学校教育、家庭教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
人権尊重の理念の普及高揚を図るための人権教育・啓発に関する指導者の養成	生活環境部 教育庁
教材・学習プログラムの開発、体験的参加型研修の導入など教育内容・手法の充実	生活環境部 教育庁
人権問題に関する情報提供の充実・強化	生活環境部 教育庁
地域・企業における人権教育を推進するための研修会の開催や研修会への講師派遣	生活環境部
人権(同和)問題に積極的に関わっていく意識や態度を育成するための、女性を対象とした研修会の開催	生活環境部
社会教育における人権問題に関する学習を充実するための、社会教育関係者を対象とした研究協議や情報交換、研修の実施	教育庁

県民の声

VOICE

意識の改革はとても難しい問題。学校教育において、低学年からの男女平等教育を取り入れるべきである。

男女は違って当たり前。平等になるのは難しい。ただ、互いに尊重しあって助け合っていけるような社会になるのが理想と思う。

これからは競争より共生の時代。そのためには男女平等の社会づくりが大事だと思う。



施策の基本的方向(2)・・・個性を尊重する学校教育・地域活動の推進

学校や地域において行われる性別や世代を超えた様々な活動を通して、男女がお互いの人格を尊重し、一人ひとりの個性と能力を発揮できるような教育・活動を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
少人数授業など、きめ細かな指導を行うための指導方法や指導体制の工夫改善	教育庁
地域の教育資源を生かした教育課程の編成	教育庁
小・中・高校生等を対象とした異年齢集団による宿泊体験や奉仕体験等の様々な体験活動を行う地域共同体験活動の実施	教育庁

施策の基本的方向(3)・・・固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するにあたっての大きな障害のひとつである、固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女共同参画社会づくりについて理解を深めるための講演会等の開催	生活環境部
啓発リーフレットやガイドブックの作成、配布	生活環境部
小学生向け啓発誌の作成、配布	生活環境部
メディアを活用した啓発の推進	生活環境部

県民の声

VOICE

連れ合い(夫)を見ていると、世の男性方の意識を変えることが大事だと思う。

県や市町村主催の研修会等に参加すると出席者の大半は女性。女性側の意識がどれだけ変化しても男性側が変わらなければなかなか男女平等社会は成立しないので、男性を対象にした研修会を開催してほしい。

地域活動の中では固定的な社会通念が深く根付き、なかなか改革できない面が多く残されている。地域に浸透するような広報啓発をしてほしい。



施策の基本的方向(4)・・・男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭、職場、地域社会などのあらゆる場面で、男女の立場の違いなどを反映し、結果的に中立に機能していない慣習・慣行について、その見直しのための啓発を行います。

具体的施策

施策の内容	担当部局
ジェンダーに敏感な視点を定着させるための啓発活動の推進	生活環境部
性別による偏りにつながるおそれのある慣習・慣行について見直しを呼びかけるための啓発活動の推進	生活環境部

WHAT? 「ジェンダー」

生物学的な性の違い(セックス:生物学的・生理学的な性差)に対して、出生後に周囲と係わりながら育つ中でこうあるべきだと身についた性差概念をジェンダー(社会的・文化的な性差)という。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識も、このジェンダーの一部。



県民の声

VOICE

九州は全体的に男尊女卑の風習が根強いので、この辺りからまず変えていく必要があると思う。

昔に比べると随分女性の地位は向上したと思うが、地域の習慣や生活の場には女性差別は根強く残っていると思う。

地方に行けば行くほど昔からのしきたりや慣習が残っていて、まだまだ男性上位である。



指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成22年度 目 標 値
			年 度	
男女の地位は平等になっていると感じる人の割合(社会全体で)	%	11.9	12	継続的に上昇を目指す
固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合)	%	33.1	12	継続的に減少を目指す

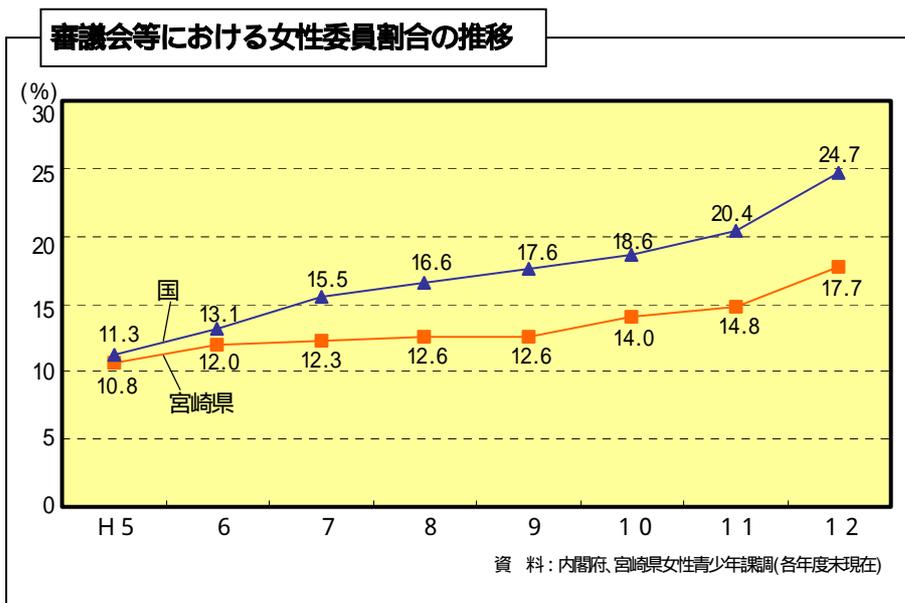
重点目標 2・・・政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

現状と課題

県では、審議会等委員への女性登用の目標値を「平成22年度末までに30%」と設定して登用の推進を図っており、平成12年度末現在で17.7%に増加しています。しかしながら、分野によっては女性の役職等への起用が少なく、女性の委員への登用が進まない状況もみられます。

市町村における審議会等委員への女性登用についても同様の状況にあり、市町村や企業・団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかける必要があります。

一方で、女性自身も主体的に様々な課題に取り組み、解決を図っていく力をつけることや潜在的能力の開発が求められており、学習の機会や内容の充実を図っていく必要があります。



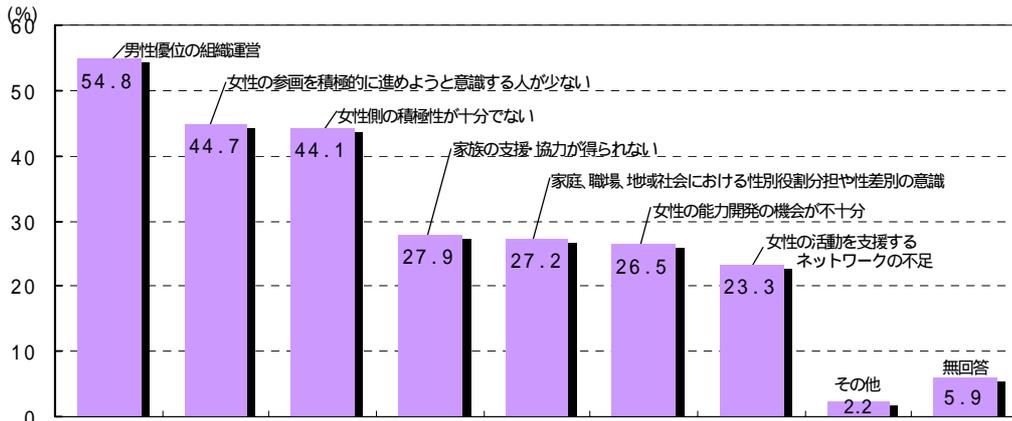
県内の女性議員数

区分		昭50	昭55	昭60	平3.10	平8.4	平13.4
県議会	定数	46	47	47	47	47	43
	女性議員	0	0	0	1	2	2
	割合	0.0	0.0	0.0	2.1	4.3	4.7
市町村議会	定数	904	902	876	815	810	773
	女性議員	4	6	12	17	25	30
	割合	0.4	0.7	1.4	2.1	3.1	3.9

(人、%)

資料：宮崎県地方課調

政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由(宮崎県、複数回答)



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成12年)

施策の基本的方向(5)・・・政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

多様な考え方を活かした豊かで住みよい社会を築いていくため、各種審議会等委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
審議会等委員への女性登用の推進	全部局
市町村に対する審議会等委員への女性登用の働きかけ	全部局
各種関係機関、団体等への女性の登用促進についての働きかけ	全部局

県民の声

VOICE

委員等の選出は役職でせず、応募によるものがよいと思う。

行政の審議会の女性委員を増やして、女性の意見を取り上げるように努めてもらいたい。



施策の基本的方向(6)・・・女性の人材の育成と情報収集・整備

あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、指導的な役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
審議会等委員への女性登用を進めるための、女性人材情報の整備及び積極的活用の推進	生活環境部
男女共同参画に関する学習機会を提供するための、国や関係機関が実施する会議、研修等への派遣	生活環境部
農村・漁村女性指導士の育成	農政水産部
農村女性の技術向上や社会参画のための、自主活動の支援	農政水産部
女性リーダーの養成を図り、女性の生涯学習を促進するための、高度で専門的な学習機会の整備や提供	教育庁

県民の声

VOICE

男女共同参画を望むなら女性がもっと勉強する必要がある。

女性自身が、あらゆる面に積極的に向上を図ろうとする心構え、意識高揚に努めることも大事ではないか。

女性自身も意識改革、自己啓発をする必要がある。



指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成22年度 目 標 値
			年 度	
県の審議会等委員に占める女性の割合	%	17.7	12	30
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	%	14.1	12	各市町村の目標値を踏まえ向上を目指す
農村・漁村女性リーダー育成(農村・漁村女性指導士認定と能力向上研修実施)	人	146	13	継続を目指す
女性のJA正組合員加入促進(正組合員における女性の割合)	%	12.9	13	20%以上

重点目標3・・・男女共同参画推進体制の充実

現状と課題

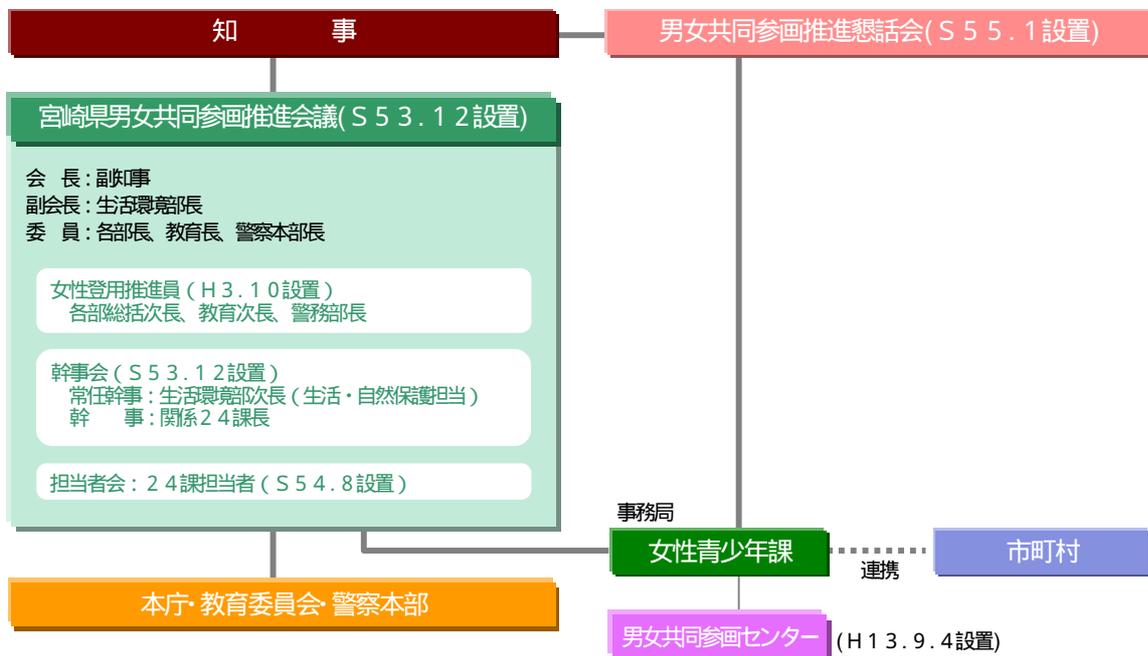
男女共同参画社会づくりに関する施策は広範多岐にわたっており、総合的かつ効率的な推進を図るためには、県や市町村における推進体制を充実させるとともに、定期的に計画の進捗状況を点検し、施策の見直しを行う必要があります。

県では、宮崎県男女共同参画センターを設置し、情報提供、啓発、相談及び交流事業を実施していますが、地域社会の取組とも連携を図るとともに、男女共同参画社会づくりの活動拠点として、施設や機能の一層の充実が求められています。

男女共同参画社会の形成にあたっては、民間団体・グループによる地域に根付いた活動が重要な意味をもつため、これらの取組を促進するための支援を行う必要があります。

男女共同参画社会の形成に関する取組を全県的に推進するため、条例の制定について検討する必要があります。

宮崎県の推進体制



市町村における推進体制の状況(H13.4.1現在)

庁内推進会議を設置している市町村数	6市町
男女共同参画推進懇話会を設置している市町村数	7市町

【宮崎県男女共同参画センター】

所在地：宮崎市宮田町3番46号（県庁宮田町別館1階）

情報提供

男女共同参画に関する図書、ビデオ、新聞クリッピング等を揃え、情報提供を行うほか、ホームページによる情報発信をしています。

啓発

広報啓発誌を発行するほか、男女共同参画講座などの講座を開催しています。

相談

総合相談（相談員による電話・面接相談）と、専門相談（弁護士等による予約制面接相談）を実施しています。

交流

男女共同参画社会づくりの交流活動やネットワークに取り組む民間団体やグループを支援しています。

施策の基本的方向(7)・・・総合的な推進体制の整備・充実

宮崎県男女共同参画推進会議を中心に、関係各課のより一層の連携を図るとともに、各市町村に対して、推進体制の整備や男女共同参画計画の策定について働きかけます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女共同参画の視点を取り入れた行政職員研修の実施	生活環境部
市町村の男女共同参画社会づくりを支援するための情報提供及び市町村職員を対象とした研修の実施	生活環境部
男女共同参画に関する条例の制定に向けての検討	生活環境部

県民の声

VOICE

住民と最も深い関係にある市町村の推進体制を整備する必要がある。

施策の基本的方向(8)・・・男女共同参画社会づくりの拠点となる施設の整備・充実

宮崎県男女共同参画センターにおいて、県民のニーズに応じた事業展開を行うとともに、拠点としてふさわしい機能の充実を図っていきます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女共同参画に関する図書、ビデオ、各種資料等の収集整備及び貸出	生活環境部
ホームページによる情報提供	生活環境部
広報啓発誌の内容充実	生活環境部
男女共同参画に関する講座の開催	生活環境部
民間団体等が行う男女共同参画に関する講演会等への講師派遣	生活環境部
女性が抱える問題解決のための相談機能の充実	生活環境部
グループ登録の促進とネットワークづくりの支援	生活環境部

県民の声

VOICE

拠点施設に期待する機能として、「女性の様々な相談に応じること」「資格取得講座等を開催し、キャリアアップを支援すること」「男女共同参画社会づくり活動を支援し、交流の機会を提供すること」を望む声が多い。

施策の基本的方向(9)・・・自主的活動に対する支援と連携の促進

男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援するとともに、相互の連携を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女共同参画社会づくりに資する活動を行う団体・グループに対する支援	生活環境部
商工会等の女性部活動に対する支援	商工労働部
地域女性の連携と意欲を高め、地域婦人会の活性化を図るための大会の開催	教育庁

指標

項目	単位	現況値		平成22年度目標値
			年度	
庁内推進会議設置市町村の割合	%	13.6	12	継続的に上昇を目指す
男女共同参画推進懇話会設置市町村の割合	%	15.9	12	継続的に上昇を目指す
男女共同参画計画策定市町村の割合	%	15.9	12	継続的に上昇を目指す

基本目標

男女の多様な生き方を可能にする環境の整備

就業は人々の生活を支える基本的な要素であり、その環境整備は男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。また、男女がともに家庭での責任を担うことや、仕事を持つ男女が職業上の責任と家庭や地域社会における責任とを果たしていくことは、男女共同参画社会の最も基本的な考え方のひとつとなっています。

このため、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保とともに、育児・介護サービスの充実などにより、男女が共に家庭や地域活動に参画できる条件の整備が求められています。



重点目標 4・・・ 男女の平等な就業環境の整備

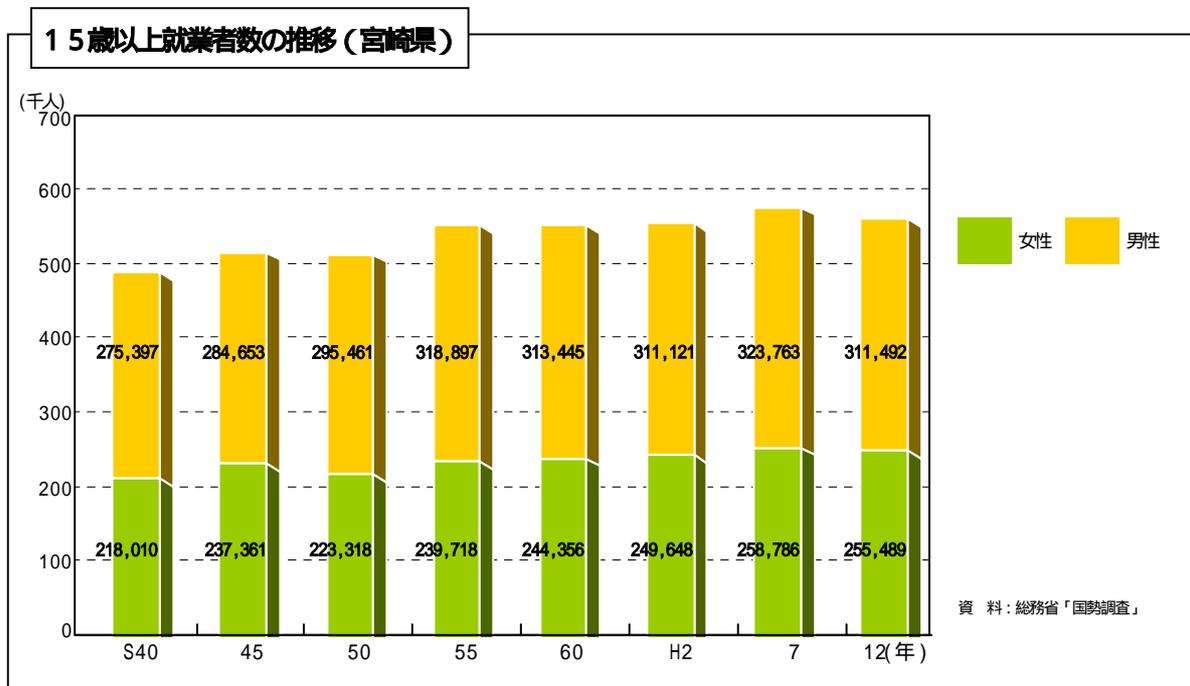
現状と課題

女性の職場進出が進む中、男女雇用機会均等法の改正などにより、女性の働く環境は整備されてきていますが、昇進、配置の面での男女格差など、雇用の場における男女の不平等感は依然として強い状況にあります。働く意欲のある女性が、その能力を十分に発揮して充実した職業生活を送ることができるよう、実質的な男女の均等な機会と待遇の確保を一層進めていく必要があります。

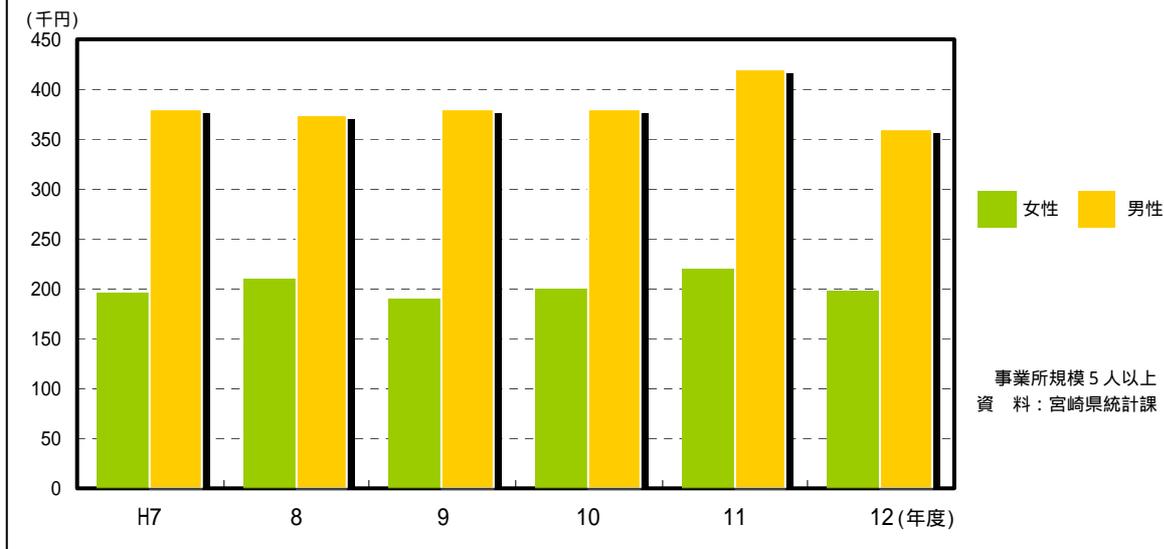
女性があらゆる分野に進出し、その能力を発揮するためには、産業構造の変化や技術革新に対応した知識や技能の習得のための職業能力の開発、向上が求められています。

農林水産業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、職場と家庭が区別しにくいため、労働報酬や休日、労働時間などが明確にされておらず、その役割が必ずしも十分には評価されていない状況にあります。

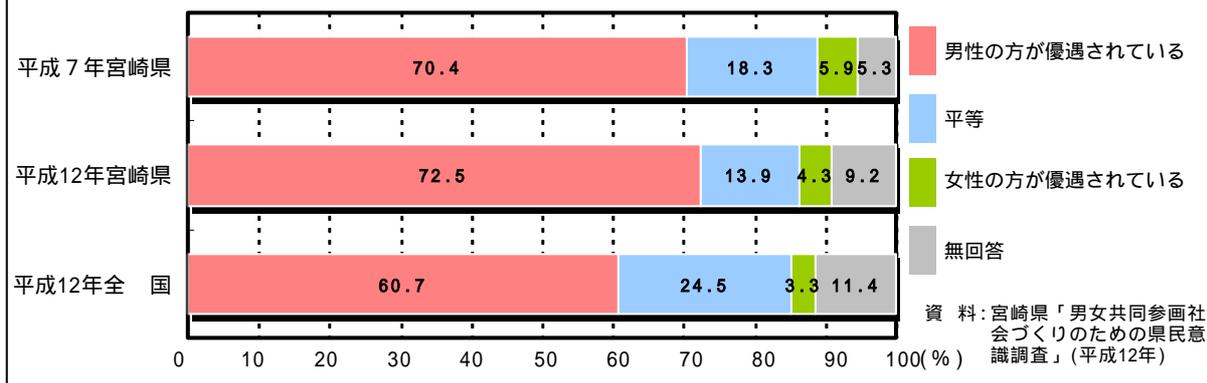
雇用・就業形態の多様化の中で、就業者が価値観やライフスタイル等に応じ、在宅勤務やSOHOなどの多様な柔軟な働き方を選択できることが求められています。



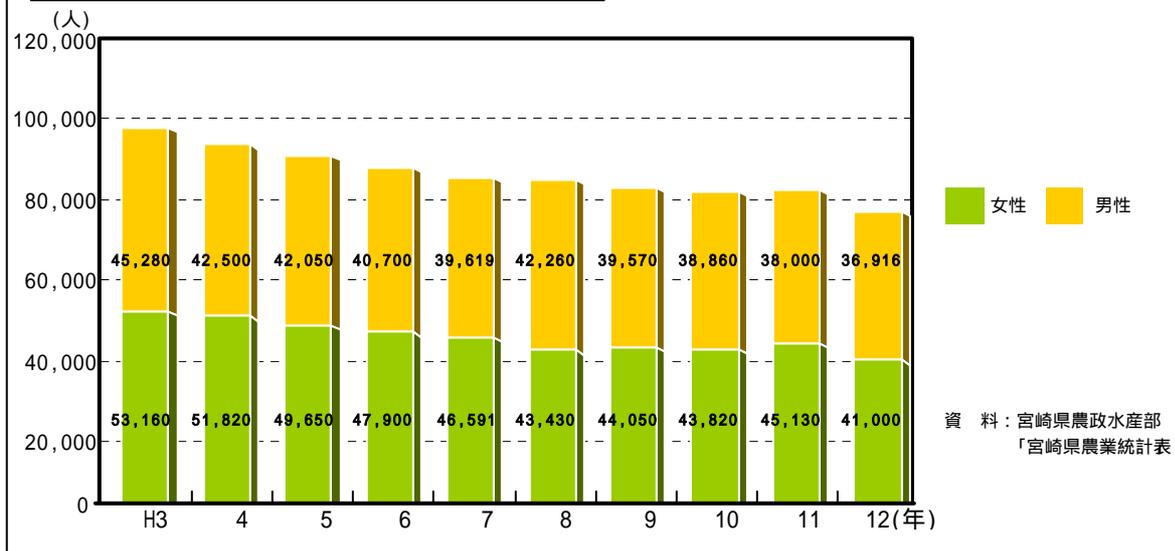
常用労働者1人平均月間現金給与総額の推移（宮崎県）



職場における男女の地位の平等感



農業就業人口の推移（販売農家、宮崎県）



農業における家族経営協定の締結状況(宮崎県)

	平11.3	平12.3	平13.3
家族経営協定締結戸数(戸)	400	548	635

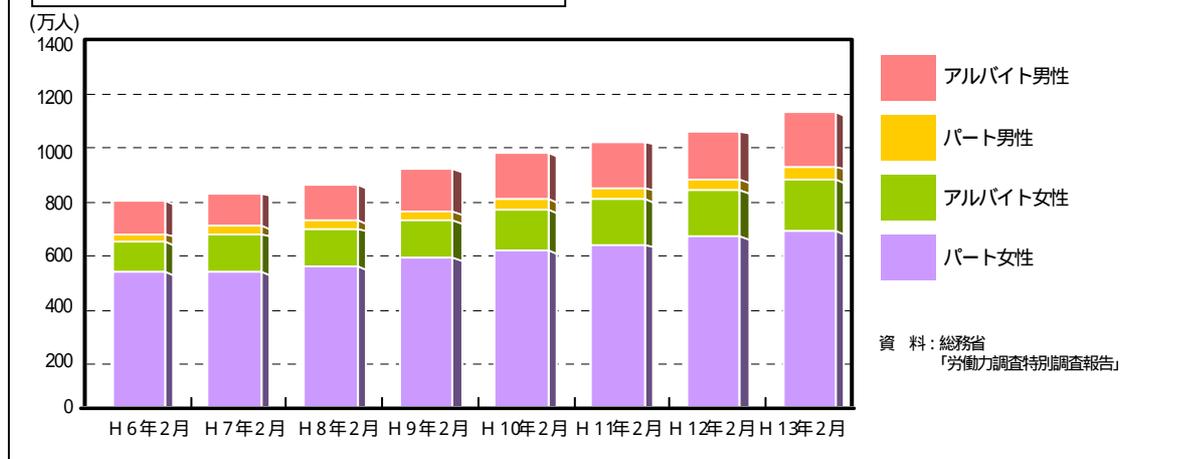
資料：宮崎県営農指導課調

WHAT? 「家族経営協定」

農家等の家庭内において、労働報酬の配分、経営移譲、休日の設定などについて取り決めた協定。家族経営協定は女性や後継者等の経営参画を促し、家族農業経営を家族構成員みんなでつくる共同経営（パートナーシップ経営）と位置付けることを理念としている。また、締結することにより、経営内の「個」の確立、経営の近代化、経営の持続性の確保を目指している。



パート・アルバイト雇用者数の推移(全国)



施策の基本的方向(10)・・・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

実質的な男女の均等確保の実現に向けて、男女雇用機会均等法の履行や**ポジティブ・アクション**の促進を図るための啓発活動をより一層推進します。また、職場における**セクシュアル・ハラスメント**の防止など、女性が働きやすい環境の整備を促進します。

WHAT?

「ポジティブ・アクション」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されている。形式的に法の下に平等を定め、機会を均等にしても、慣行や偏見により格差はいつまでも解消しないので、一定の有利な措置を設けることによって、積極的に差別の解消を図るといふもの。

「セクシュアル・ハラスメント」

性的嫌がらせ、相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やかからかいなど、さまざまな態様のものが含まれる。改正男女雇用機会均等法（平成11年4月1日施行）では、職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止を事業主の配慮義務と定めている。



具体的施策

施策の内容	担当部局
企業における女性の能力発揮のための講演会等の開催	生活環境部・商工労働部
宮崎労働局等と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法についての事業主に対する啓発の実施	商工労働部

県民の声

VOICE

職場での男女の賃金差別はどうしようもないとあきらめている。
これからは女性が平等に扱われる社会を目指して欲しい。

施策の基本的方向(11)・・・女性の能力発揮促進のための援助

女性がその能力を十分に発揮できるように、結婚や出産、育児のために退職した女性に対して、再就職のための支援に努めます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
宮崎労働局等と連携した、結婚等のために退職し、再就職を希望する女性の職業能力の向上と再就職のための相談及び情報提供	商工労働部
家内労働を希望する者に対する相談、技術講習、情報提供の援助	商工労働部

施策の基本的方向(12)・・・農山漁村における男女共同参画の確立

女性の役割に対する適正な評価が図られるよう、女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画を促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
家族経営協定の締結促進	農政水産部
経営管理講座や農村女性起業研修会等の開催による女性農業者の経営参画促進	農政水産部
女性組織の連携強化とリーダー育成による女性の農村社会参画促進	農政水産部
漁業経営等に女性の参画を図るための省力化設備の整備、漁労の軽作業化の推進	農政水産部
漁村の活性化を図るための、女性グループの育成及び活動支援、活動拠点の整備促進	農政水産部
女性林業研究グループの育成及び活動促進	林務部

県民の声

VOICE

社会的には随分女性の地位向上が図られていると思うが、特に農村部では、女性自身がまだまだ遠慮がちである。女性の意識も少しずつ改革していかなければならないと思う。

施策の基本的方向(13)・・・多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

パートタイム労働者等に対して、通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図ります。また、女性を含めた起業家の育成・支援のための施策の充実を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
パートタイム労働者などの労働条件の向上を図るための事業者等に対する啓発指導	商工労働部
女性を含め、起業を目指す者に対する、必要な知識や手法に関する情報提供、相談や学習機会の提供	商工労働部
SOHO事業者の活動を支援するための施策の周知及び充実	商工労働部

指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成22年度 目 標 値
			年 度	
家族経営協定締結農家数	戸	549	12	2,400
農村女性起業事例数	事例	88	12	150



重点目標 5・・・男女の自立と家庭・地域生活の両立支援

現状と課題

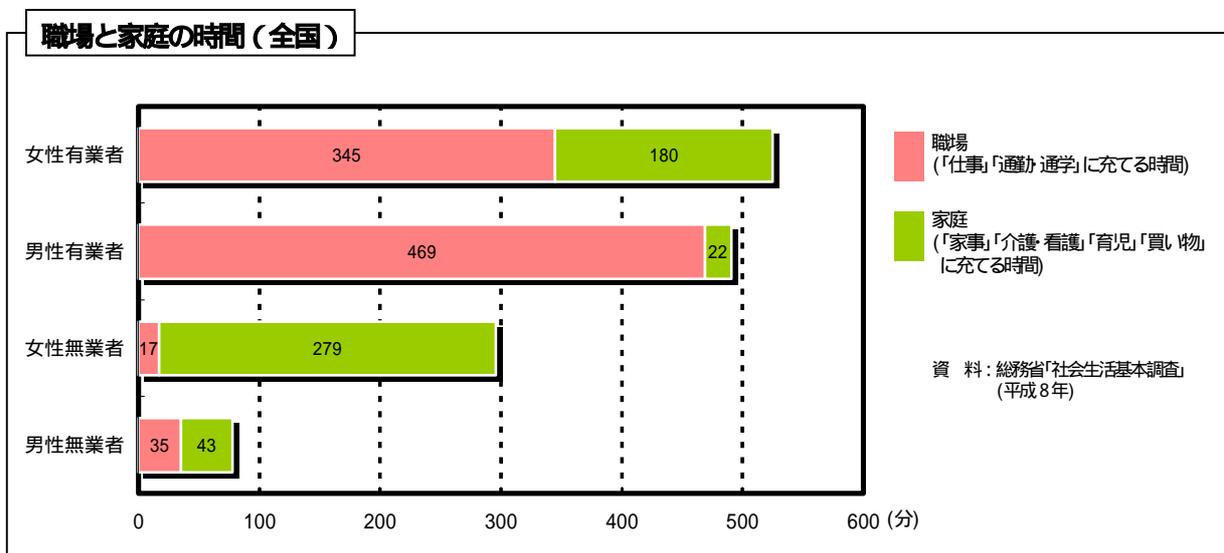
男女の生活時間のうち家庭生活に充てる時間（家事、介護・看護、育児、買い物）をみると、女性有業者で180分、女性無業者279分であるのに対し、男性有業者で22分、男性無業者で43分となっており、女性に偏った状況にあります。また、平成12年の県民意識調査結果にみる家事や子育てについての夫婦の役割分担においても、家庭のことは主に妻が行っている割合が高くなっています。

育児・介護サービスの充実などを通じて、男女が家庭や地域活動に共に参画できる条件整備を進めることが求められています。

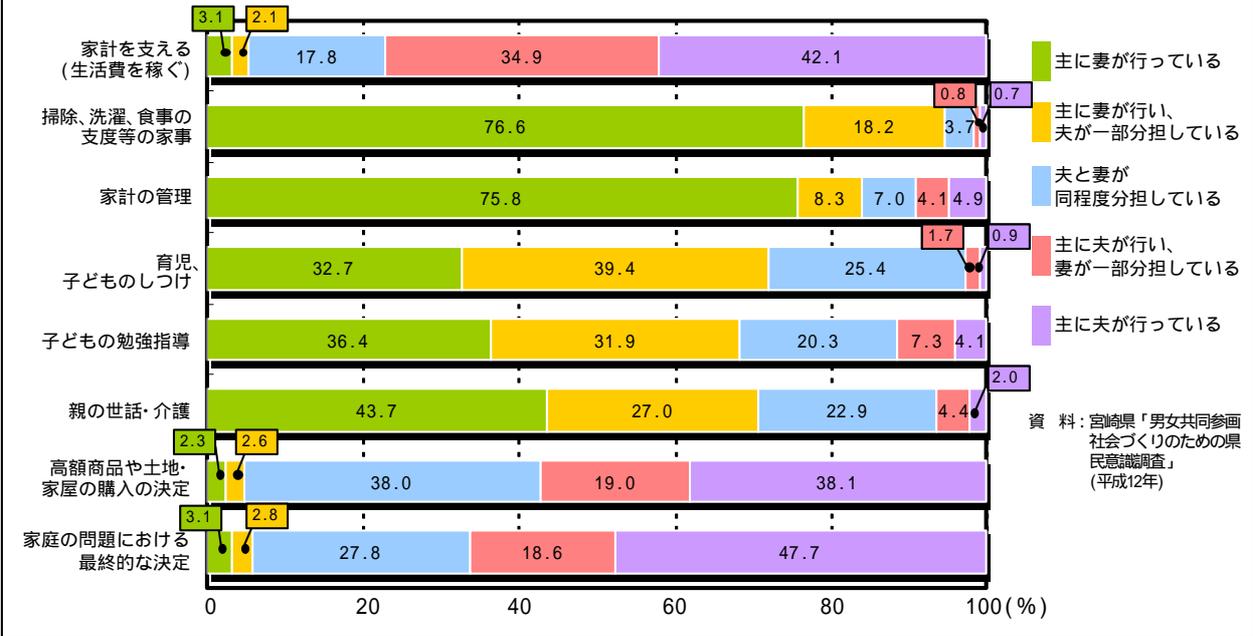
本県の高齢化は全国平均より早いペースで進み、65歳以上の高齢単身者数も増加を続けています。こうした中で、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっており、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代と共に、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。

本県では、近年、離婚率の高まりとともに母子・父子世帯のひとり親家庭が増えています。また、障害者数も高齢化の影響などにより年々増加し、障害の内容も重度化・重複化する傾向にあります。このような中で、ひとり親家庭や障害のある人の生活の安定と自立支援の一層の推進はもとより、すべての人々が、住み慣れた地域で安心して積極的に社会参加するための「人にやさしい福祉のまちづくり」の推進が求められています。

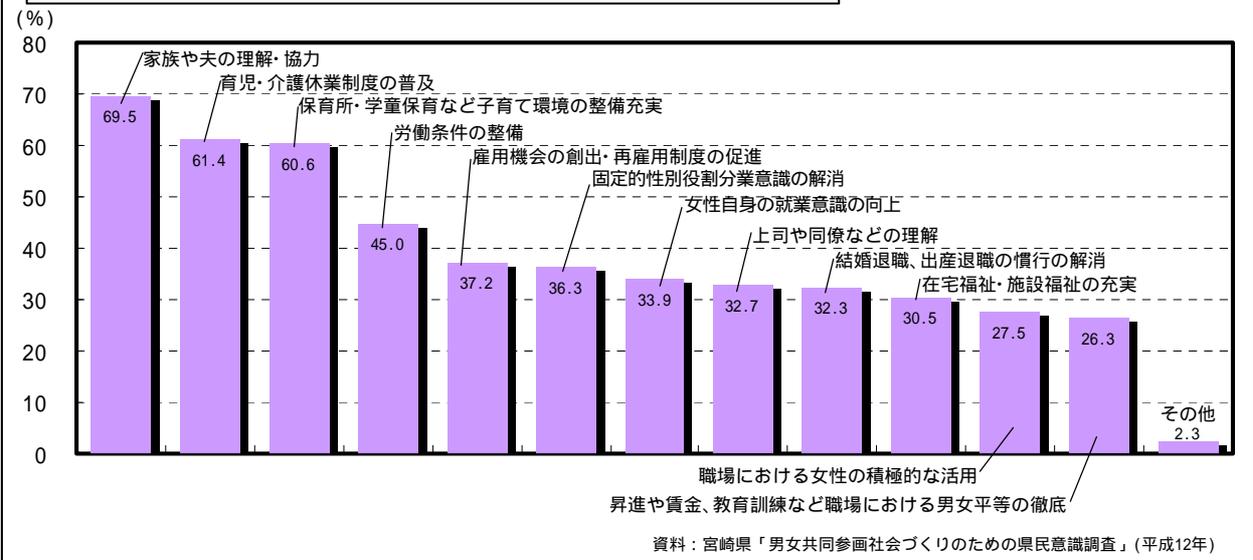
経済や社会にグローバル化の進展に伴い、地域が直接、世界の諸地域と結びつく時代となっています。本県においても、外国人観光客の入込み数が増加するとともに、国際会議や国際的イベントを通じて県民の国際交流の機会も着実に拡大してきています。このような中で、県民一人ひとりが広い視野にたって国際社会の一員として貢献していく必要があります。



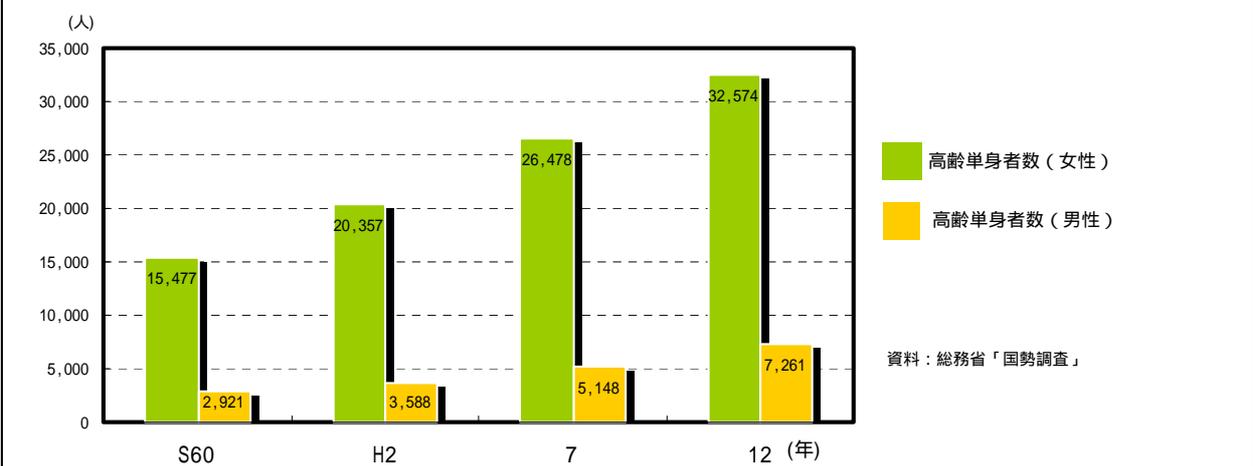
家庭生活での夫婦の役割分担状況（宮崎県）



女性が職業をもつために必要なこと（宮崎県、複数回答）



65歳以上の高齢単身者数の推移（宮崎県）



施策の基本的方向(14)・・・多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

多用な需要に対応した保育サービス等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
幼稚園において、教育時間の終了後も引き続き子どもを預かる、預かり保育の促進	総務部
事業所内・病院内保育施設の整備等に係る助成制度の周知	福祉保健部
低年齢児保育の促進	福祉保健部
保護者の就労形態や勤務時間等に的確に対応した延長保育の促進	福祉保健部
保護者の育児疲れや病気、パート就労の際などに、一時的に子どもを預かる一時保育の促進	福祉保健部
休日に働く家庭の保育に対応するための休日保育の促進	福祉保健部
保育所の施設整備の促進と、多様な保育ニーズに対応するための施設整備の充実	福祉保健部
乳幼児の育児相談や育児サークルの支援等を行う地域子育て支援センターの設置促進	福祉保健部
放課後児童クラブの設置、活動の促進	福祉保健部
病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる、乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育)事業の促進	福祉保健部
保護者の病気や出産の際などに、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ等の利用促進	福祉保健部
子どもの健全な遊び場を提供するための児童館(センター)等の整備促進	福祉保健部
児童館(センター)における地域組織活動との連携、子育て中の親の相談窓口や交流の場としての活用の促進	福祉保健部
中山間地域で安定的な保育サービスが提供できるよう、へき地保育所の運営費補助等の充実	福祉保健部
児童相談所や保健所など関係機関の電話相談事業等の充実と各相談機関相互の連携強化	福祉保健部
地域子育て支援センター等の育児相談事業や主任児童委員等が行う相談・援助活動など、地域における身近な相談体制の充実	福祉保健部
変則的、変動的な保育需要に対応するため、地域において相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センターの設置促進	商工労働部
特に父親の家庭教育への参加を図るための家庭教育出前講座の開催	教育庁
就学時健診等を活用した子育て講座の開催	教育庁
思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て講座の開催	教育庁
家庭教育を支援する地域のネットワークの拡充と子育て支援体制の充実に図るための家庭教育フォーラムの開催	教育庁
地域における子育て支援やネットワーク化の推進を図るための子育て相談や各種事業の実施	教育庁
家庭教育に関する悩み等を持つ親等への相談体制の充実	教育庁

保育園の充実や出産後の就職活動の手助け、職場内託児所の普及など、小さい子どもをもつ女性に優しい社会づくりを希望する。

保育所及び学童保育の充実を切望します。

病児保育、延長保育、短時間子どもを預かってくれるサービスなど子育て支援サービスをもっと充実してほしい。



施策の基本的方向(15)・・・仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を推進するとともに、育児・介護休業の取得及び職場復帰がしやすい環境の整備や、育児・介護を行う就業者が働き続けやすい環境の整備を進めます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
育児・介護休業制度の普及啓発	商工労働部
子育て中の勤務時間の短縮や転勤に際しての配慮など、子育てと仕事を両立しやすい労働環境の整備を促進するための啓発	商工労働部

子育てをしながら仕事をしているが、仕事を休まなければならないことが度々あって、職場で引け目を感じている。

施策の基本的方向(16)・・・家庭・地域生活への男女の共同参画の促進

ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図ります。また、特に、これまで家庭や地域社会への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
ボランティアセンターの相談・支援体制等の充実	生活環境部
老人クラブ活動、シニアスポーツ、文化・趣味などの生きがいづくり・健康づくりの促進	福祉保健部
年間総労働時間の短縮促進	商工労働部
変更労働時間制、フレックスタイム制度等柔軟な勤務体系の普及促進	商工労働部
教育施設や地域社会等で活動する教育施設ボランティア養成講座の開催	教育庁

WHAT?

「NPO」Non Profit Organization

民間非営利活動組織などと略され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体をいう。

「フレックスタイム制度」

企業の決めたコア・タイム（必ず勤務しなければならない時間帯）を含むという条件付きで、勤務時間を自主的に決められる制度

県民の声

VOICE

女性が頑張らなくても働けて、家庭生活をおろそかにしないでよい社会になるように男性側に頑張ってもらいたい

夫婦が家事を共同して行うことが当たり前になるといいと思う

今の世の中、子どもを育てるのに女性に負担がかかりすぎる。

施策の基本的方向(17)・・・高齢者が安心して暮らせる条件の整備

社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢期の男女の社会参画機会の拡大や経済的自立を確保し、生き生きと安心して暮らせる条件の整備に努めます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
ホームヘルプや痴呆性高齢者グループホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の保健福祉サービスの充実	福祉保健部
身近な所で気軽に介護の相談・指導が受けられる在宅介護支援センターの充実	福祉保健部
介護予防や日常生活の支援等を行う在宅サービスによる高齢者の自立した生活への支援	福祉保健部
介護に関する知識や技術の普及	福祉保健部
高齢者総合相談センターにおける相談及び各種情報の提供	福祉保健部
寝たきり予防対策の推進	福祉保健部
宮崎労働局等と連携した高齢者の雇用促進や高齢者に臨時的・短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターに対する支援	商工労働部
高齢者の学習ニーズに応えるための、多様な分野と高度で専門的な内容をもった広域的・総合的な学習機会の整備	教育庁

県民の声

VOICE

仕事を続けながらの介護はなかなか大変。老人ホーム的な一時預かってお世話していただいたり、相談にのっていただける施設があれば、安心して心にも余裕ができると思う。



施策の基本的方向(18)・・・ひとり親家庭や障害のある人などへの配慮

ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図るとともに、**ノーマライゼーション**の理念に基づいて、障害のある人などのニーズに対応した施策を推進します。

WHAT? 「ノーマライゼーション」

障害のあるなしや年齢などに関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができる社会がノーマル(普通)であるという考え方。

具体的施策

施策の内容	担当部局
母子家庭や寡婦に対する貸付制度、母子家庭の医療費助成事業、児童扶養手当制度などの普及啓発	福祉保健部
母子家庭の生活の自立を支援する母子生活支援施設の機能の充実	福祉保健部
障害のある子どもを受け入れ、共に保育を行うことにより、障害のある子どもの心身の発達を促す障害児保育の促進	福祉保健部
放課後児童クラブにおける障害児の受入れ促進	福祉保健部
「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を核とした、思いやりのある心づくり及びバリアフリーの施設づくりの推進	福祉保健部
宮崎労働局等と連携した障害者雇用の推進	商工労働部

施策の基本的方向(19)・・・国際交流・協力活動の促進

国際社会の一員として、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ相互理解を深めるとともに、その責任と役割を果たすため、国際交流・協力活動を促進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
国際化に関する正しい知識や最新の情報等を提供するための講演会やシンポジウムの開催	企画調整部
地域の国際化推進リーダー養成を図るための国際交流人材養成塾の開催とその充実・強化	企画調整部
在住外国人との触れ合いを通して、外国の文化や生活習慣等に接してもらうための国際交流サロンの開催	企画調整部
県国際交流センターにおける国内外の情報の受発信や国際交流・協力に関する相談、調整等の機能の強化	企画調整部
国際交流ボランティア活動に対する啓発と登録促進及び利用者側に対する情報提供やボランティア活用研修の実施	企画調整部
諸外国、特にアジア・太平洋地域との友好親善を深めるための市民グループ等への活動支援	企画調整部
アジア・太平洋地域等を対象とした、在外県人会や各種国際交流・協力団体のネットワークの活用による、研修生の受入れや専門家の派遣、学術交流等の推進	企画調整部
国際的視野を広め、国際交流・協力活動に積極的な役割を果たす青年を育成するための海外派遣	生活環境部

指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成22年度 目 標 値	
			年度		
私立幼稚園預かり保育実施施設数	か所	103	12		113
延長保育事業実施施設数(宮崎市を除く。)	か所	83	12		150
一時保育事業実施施設数(宮崎市を除く。)	か所	26	12		55
児童館(センター)数	か所	74	12		80
放課後児童クラブ(学童保育)設置数(宮崎市を除く。)	か所	60	12		110
病後児保育施設設置数	か所	4	12		11
休日保育実施施設数(宮崎市を除く。)	か所	3	12		13
地域子育て支援センター設置数(宮崎市を除く。)	か所	16	12		30
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	市町村	0	12		2
家庭教育出前講座受講者数(累計値)	人	420	13		4,200
家庭教育フォーラム参加者数(累計値)	人	1,400	13		14,000
家庭教育支援者養成講座受講者数(累計値)	人	200	13		2,000
ボランティア活動登録率	%	4.8	12		10
教育施設ボランティア養成講座受講者数(累計値)	人	60	13		600
訪問介護(ホームヘルプサービス)の供給量	回/週	38,000	12		47,400
訪問看護の供給量	回/週	7,300	12		10,600
痴呆対応型共同生活介護の供給量	人	178	12		469
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の供給量	人	3,618	12		4,168
障害児保育実施施設数	か所	73	12		85
国際化推進リーダー育成人数	人	50	12		500
県国際交流センター利用者数	人	12,718	12		30,000
海外からの技術研修員等受入人数	人	9	12		20

H17年度目標値
H16年度必要量

基本目標

女性の人権への配慮

わたしたちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。

暴力は、その対象の性別を問わず、許されるべきものではありませんが、特に、女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込む重大な社会的・構造的な問題であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、早急な対応が必要とされています。

また、女性も男性も、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提ともなることであり、自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

さらに、高度情報通信社会が進展し、メディアによる影響が更に拡大する中で、性差別を助長する表現や女性の性的側面のみを強調する表現、暴力的表現など女性に対する配慮を欠いた取扱いを防ぐことも求められています。



重点目標 6・・・女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

平成12年の県民意識調査において、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」「家庭内での夫から妻への暴力」「ストーカー」「痴漢行為」「買春」といった身体面に及ぶ暴力について、7割以上の方が「人権が尊重されていないと感じる」と答えています。

平成12年度に県婦人相談所（宮崎市婦人相談員を含む。）に寄せられた相談のうち、「夫の暴力・酒乱」を主訴とするものは161件と、前年度の1.6倍になっています。ドメスティック・バイオレンスは平成12年の県民意識調査結果に表れているように、被害を受けた女性とその被害を公的機関に相談したり、届け出ることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。しかしながら、暴力に対する社会の理解が不十分であり、事例によっては暴力の当事者が犯罪にはならないと考えるだけでなく、そもそも暴力ではないと考えるなど、加害者又は被害者としての自覚がない場合もあるため、県民の認識を高め、女性への暴力を許さない社会意識を醸成するとともに、暴力根絶に向けた環境づくりが重要となっています。

女性に対する暴力に関しては、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年5月）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月）などが制定され、法制度は整いつつありますが、被害女性に対しては、その置かれた状況により様々な対応が求められるため、関係機関が連携し、総合的な対応をしていく必要があります。

WHAT?

「ドメスティック・バイオレンス」Domestic Violence= DV

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もある。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

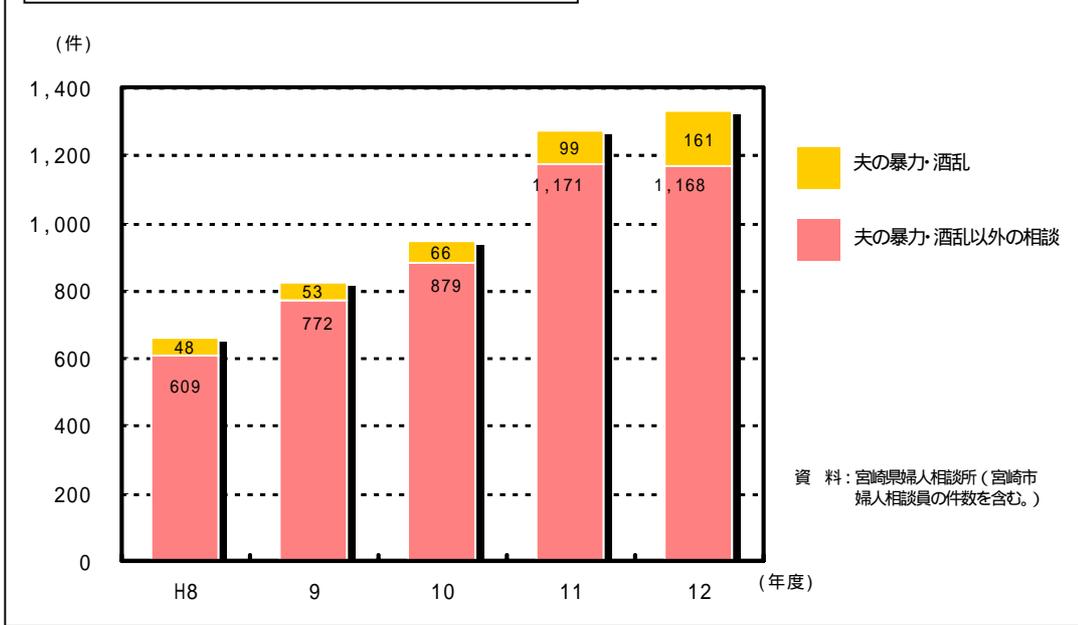
平成12年5月18日公布、同年11月24日施行。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

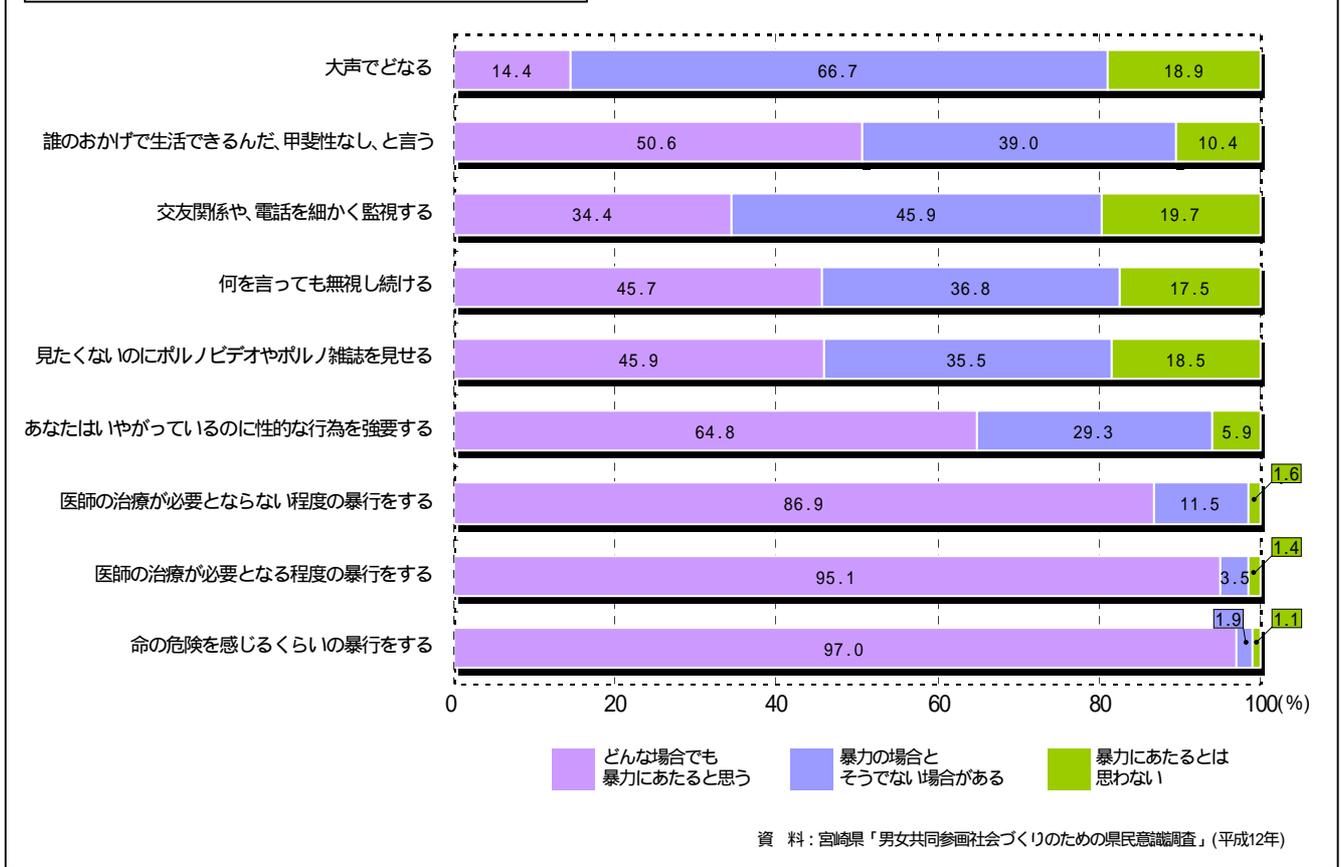
平成13年4月13日公布、一部を除き同年10月13日施行。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。



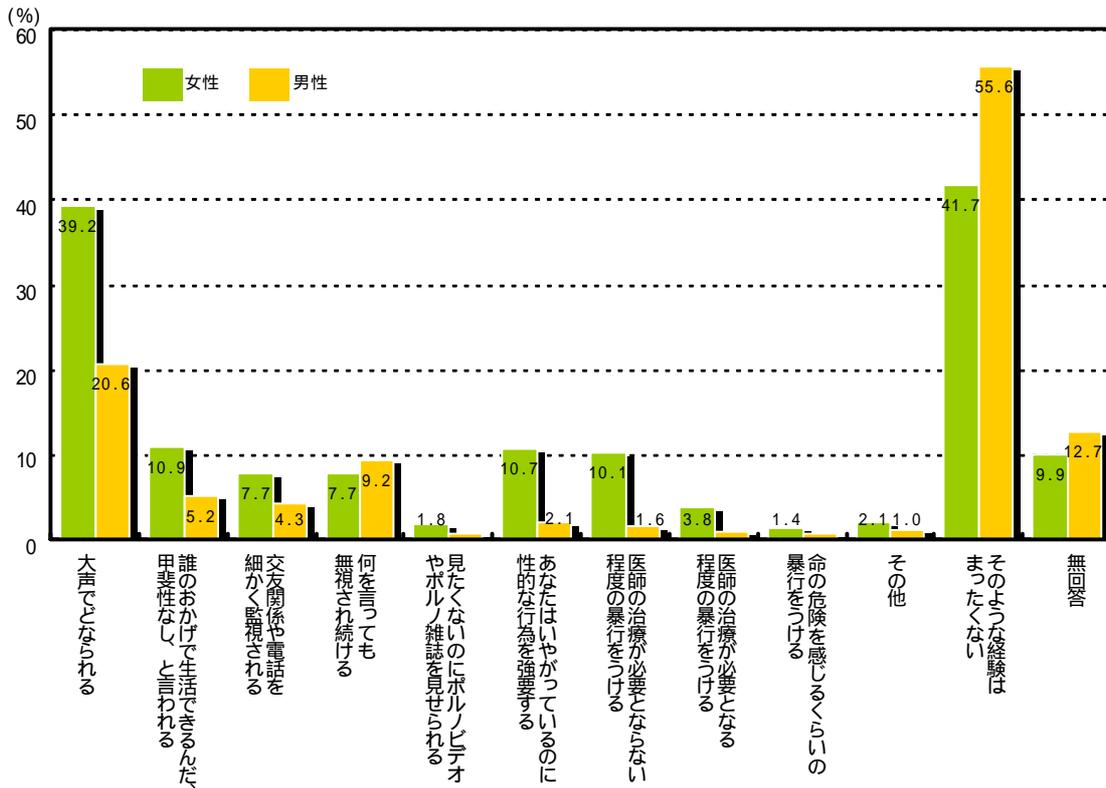
婦人相談所における相談件数の推移（宮崎県）



夫・妻・恋人からの暴力に対する意識（宮崎県）

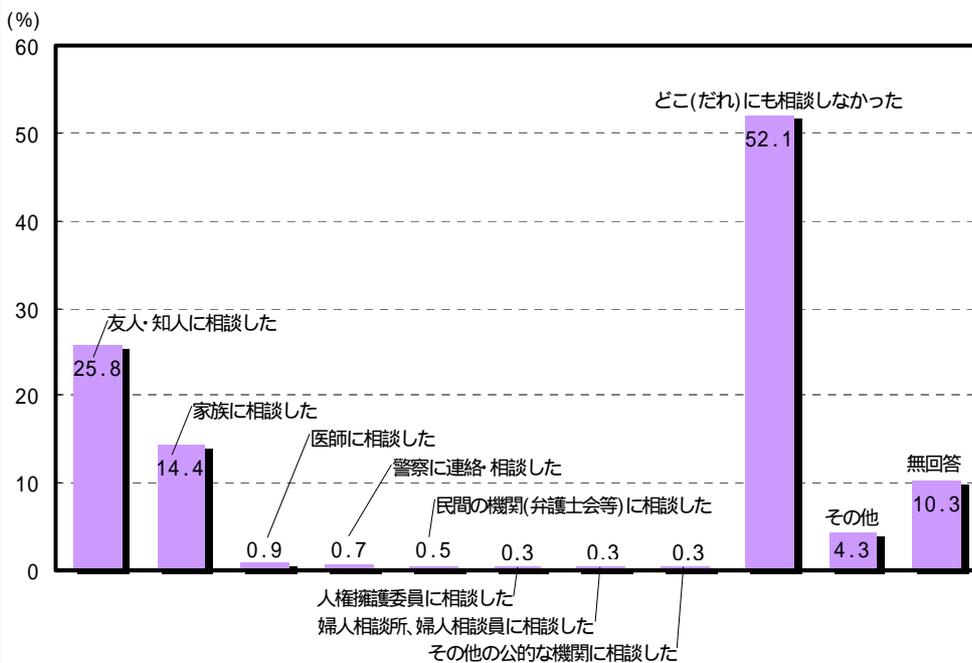


夫・妻・恋人から暴力を受けた経験（複数回答 宮崎県）



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（平成12年）

夫・妻・恋人から暴力を受けたときの相談先（複数回答 宮崎県）



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（平成12年）

施策の基本的方向(20)・・・女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくり

女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を行います。また、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とする、社会的認識を醸成するための広報啓発活動の推進	生活環境部
自治体や施設管理者等と連携した、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」の推進	警察本部
地域安全情報の提供、防犯機器の貸出、相談による指導・助言等の防犯対策の強化	警察本部

WHAT? 「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

施策の基本的方向(21)・・・女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

被害者の心情等に配慮するとともに意思を十分に踏まえた上で、関係法令等を厳正に運用し、適切な措置を行います。

具体的施策

施策の内容	担当部局
あらゆる法令を適用した適性かつ強力な捜査等の推進	警察本部

施策の基本的方向(22)・・・被害女性支援体制の充実

婦人相談所や警察署等の被害相談、男女共同参画センターなどにおける相談支援体制を充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に行う体制づくりを検討します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
女性総合相談による女性が抱える問題解決のための相談体制の充実	生活環境部
被害者相談機能の充実	福祉保健部・警察本部
被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング体制の充実	福祉保健部
被害者（同伴する家族を含む。）の一時保護の実施	福祉保健部
被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助	福祉保健部
保護命令制度についての情報提供その他の援助	福祉保健部
被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助	福祉保健部
被害者の精神的打撃の軽減、早期回復及び経済的負担の軽減を図るため、あらゆる面で支援を行う「指定被害者支援要員制度」等の効果的運用	警察本部
迅速な対応及び情報交換のための関係機関連絡会議の開催等	生活環境部・福祉保健部・警察本部

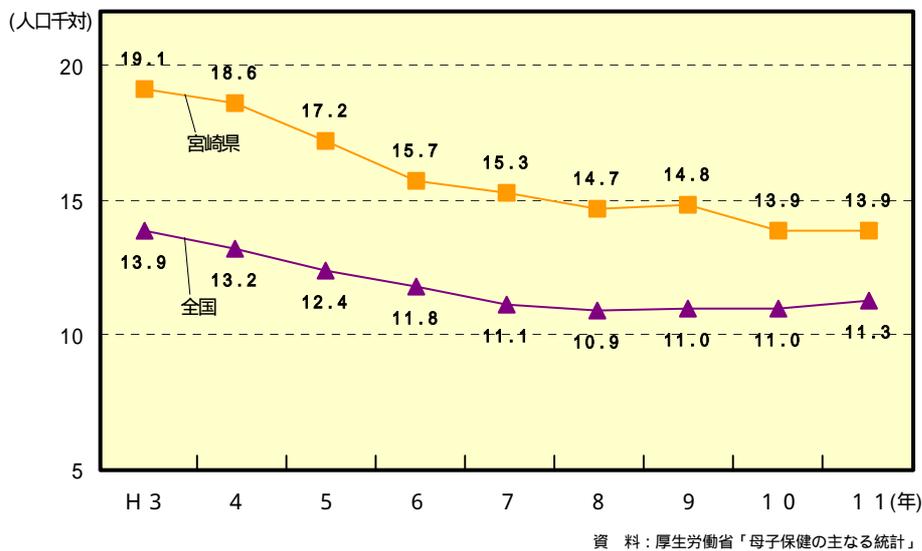
重点目標 7・・・生涯を通じた女性の健康支援

現状と課題

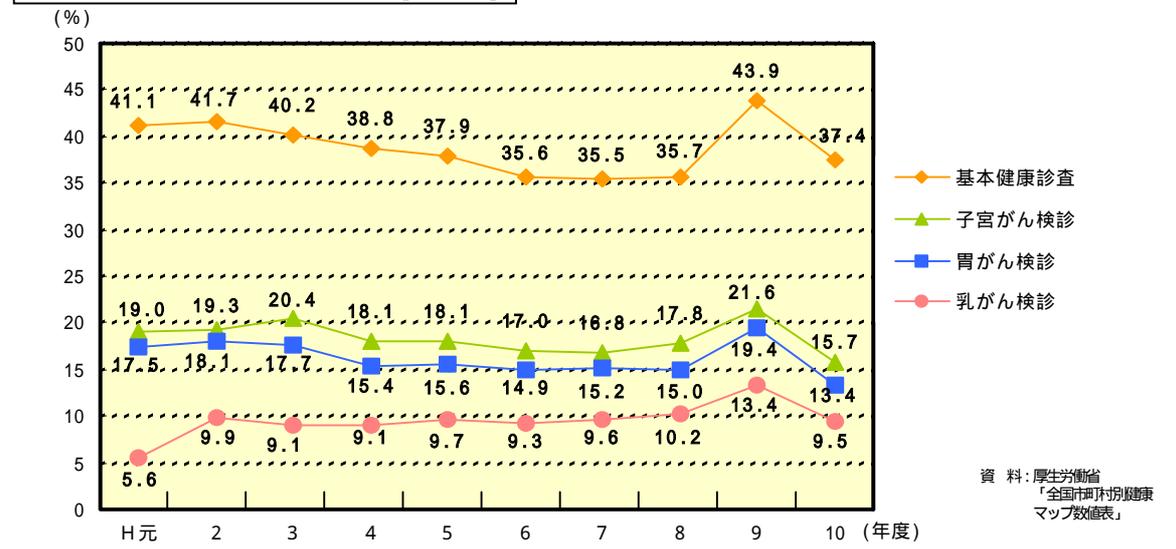
充実した豊かな生活を営む上で、生涯にわたる健康の維持増進は、女性にとっても男性にとっても重要な課題です。とりわけ女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面することになるため、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る必要があります。

自らの健康について、幼児期から高齢期に至るまで適時正しい情報を入手し、それを基に自ら判断することができるよう、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組が求められています。

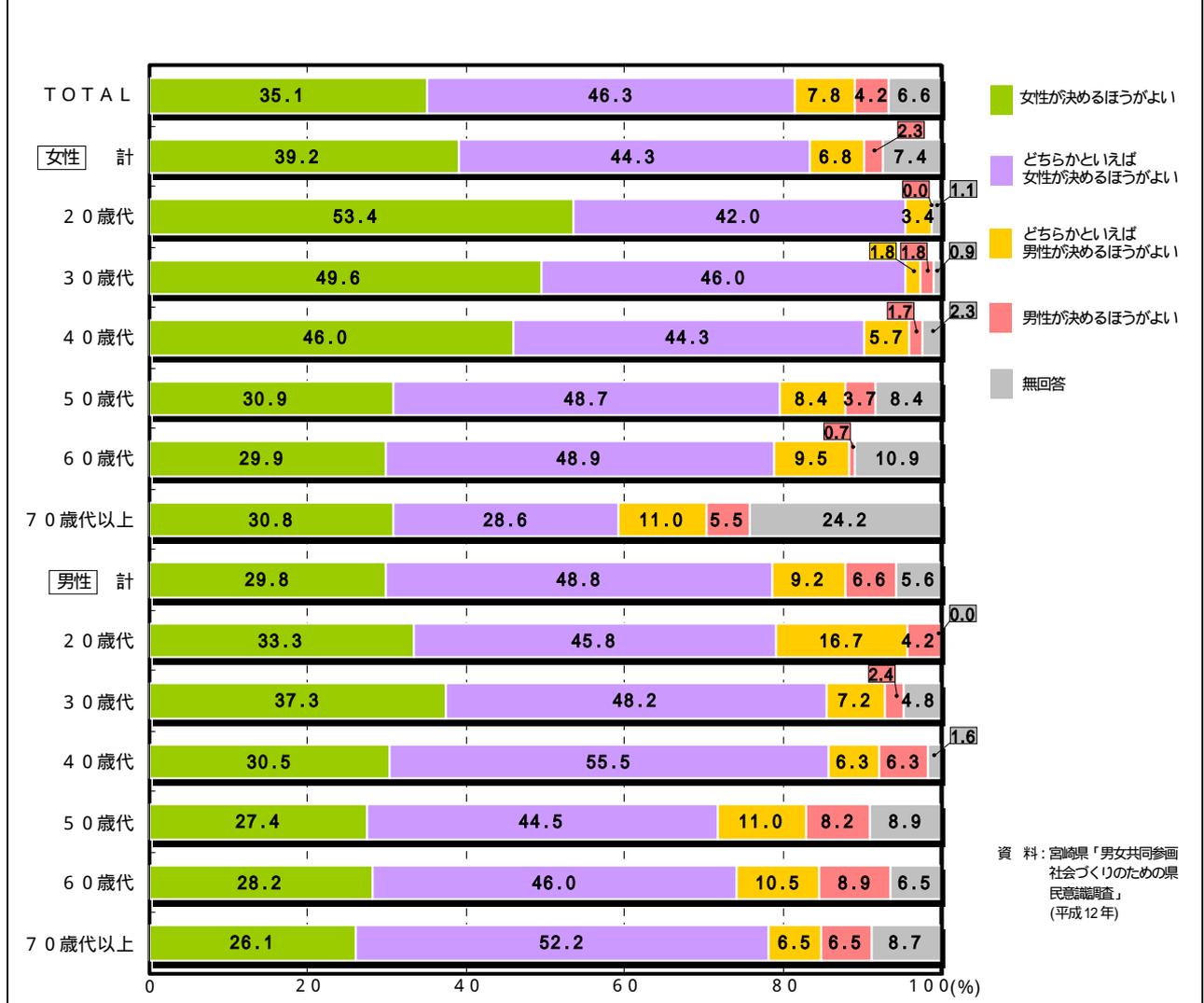
人工妊娠中絶実施率の推移（女子総人口千対）



健康診査・がん検診受診率の推移（宮崎県）



子どもを産むかどうか判断する際の決定権（宮崎県）



施策の基本的方向(23)・・・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性について、男女が共に関心を持ち、正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
思春期教育など、性についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実	福祉保健部
性と生殖に関する科学的な知識理解、生命尊重・人権尊重・男女平等の精神を基盤にした性教育の推進	教育庁

WHAT? 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の基本的方向(24)・・・生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育や相談体制を充実させるとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じて、女性の健康の保持増進を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
妊娠、出産、避妊、中絶、不妊に関する相談や情報提供の充実	福祉保健部
妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	福祉保健部
周産期医療サービスの充実	福祉保健部
思春期から更年期に至る女性を対象にした健康教育の充実	福祉保健部
壮年期からの健康づくりの推進	福祉保健部

施策の基本的方向(25)・・・女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

女性の健康に甚大な影響をもたらすHIV感染や性感染症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、薬物乱用対策の強化を図ります。

WHAT?「HIV」

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因ウイルス。

具体的施策

施策の内容	担当部局
HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発及び相談の実施	福祉保健部
性感染症に関する正しい知識の普及啓発	福祉保健部
宮崎県薬物乱用対策推進地方本部を中心とした、学校、家庭、職場、地域社会に密着した薬物乱用防止に関する啓発の実施	福祉保健部
薬物乱用者の取締りや薬物の供給源に対する取締り	警察本部

指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成22年度 目 標 値
			年 度	
ピアカウンセラーによる健康教育を受けた人数	人	30	13	200
基本健康診査受診率(全体)	%	41.8	12	55

WHAT?「ピアカウンセラー」

同じ立場の仲間同士による相談や支え合いを通じて自己決定能力を向上させるための手法をピアカウンセリングといい、ここでは、思春期の性に関する考え方や行動を主体的に自己決定できる能力を養い、それを同年輩の者に相談を通じて伝えていくことのできる若者のことをいう。

重点目標 8・・・メディアにおける女性の人権の尊重

現状と課題

表現の自由は、日本国憲法で保障された権利であり、尊重されるべきものですが、一方で、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分に配慮する必要があることから、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取組を促すことが求められています。

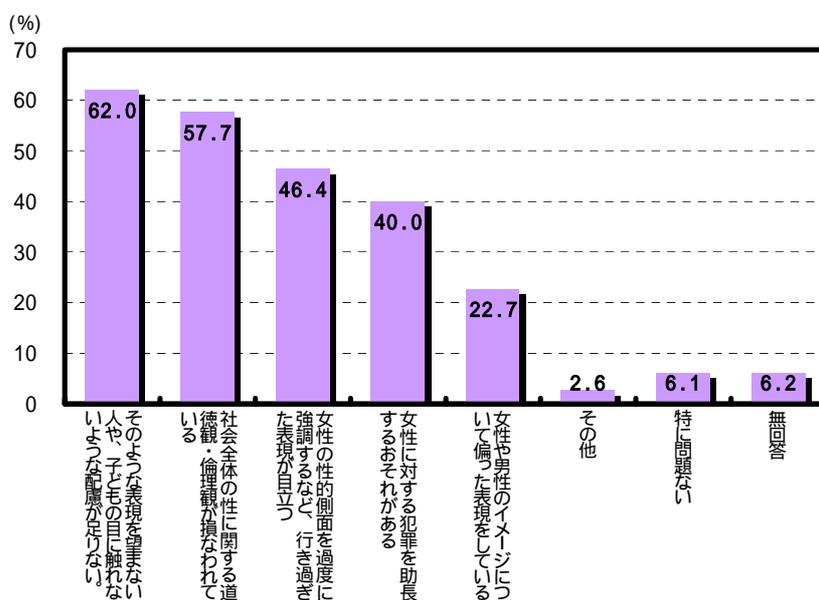
高度情報通信社会が進展する中では、メディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディア・リテラシーの向上を図る必要があります。

WHAT? 「メディア・リテラシー」

メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し発信する能力のことをいう。



メディアにおける性暴力表現についての意識（複数回答、宮崎県）



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（平成12年）

施策の基本的方向(26)・・・女性の人権を尊重した表現の推進

メディアや広報を実施する企業・団体に対し、人権尊重の視点に立ち、性差別的な表現をなくすための自主的な取組が行われるように働きかけるとともに、メディア・リテラシーの育成・向上を図るための普及啓発を進めます。また、性や暴力に関する有害図書類等の有害環境の浄化対策を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
青少年健全育成条例の適正な運用	生活環境部
青少年を取り巻く有害な地域環境の浄化促進	生活環境部
メディア・リテラシーの育成・向上を図るための普及啓発活動の推進	生活環境部

施策の基本的方向(27)・・・広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、まずは行政自らが、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めるとともに、男女の描写方法に関するガイドラインの作成について検討し、他の機関における自主的な取組を促進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
県の作成する広報、出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	全部局
男女共同参画の視点に立った公的な広報・出版物に関するガイドラインの作成についての検討	生活環境部





第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 庁内における推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、すべての部局に関係します。また、あらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、副知事を会長とし、各部長、教育長及び警察本部長で組織する「宮崎県男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図るとともに、県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って施策の企画、立案、実施に携わることができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

2 市町村との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、国、県、市町村が相互に連携を図る必要があります。特に、住民と身近に接する市町村の果たす役割は重要となります。

そこで、県と市町村との一層の連携を図り、市町村の男女共同参画社会づくりに向けての取組を促進します。

3 関係機関、民間団体等との連携強化

女性団体をはじめとするさまざまな機関・組織・団体やグループ、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等と行政との連携を密にし、自主的な活動を促進していきます。

4 計画の進行管理

具体的施策について掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を評価していきます。



参考資料

- 資料 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料 2 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）
- 資料 3 男女共同参画基本計画（抄）（平成12年12月12日閣議決定）
- 資料 4 宮崎県男女共同参画推進会議規程（昭和53年12月27日訓令乙第9号）
- 資料 5 男女共同参画に関する国内外の動き

資料1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択：昭和54年12月18日（第34回国連総会）

発効：昭和56年9月3日

日本国署名：昭和55年7月17日

” 批准：昭和60年6月25日

” 効力発生：昭和60年7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a)あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b)政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c)自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に併合することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b)同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c)すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d)奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e)継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f)女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g)スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h)家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b)同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c)職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d)同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e)社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f)作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a)妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b)給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c)親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d)妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)家族給付についての権利
- (b)銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c)レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a)すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b)適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c)社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d)技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e)経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f)あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g)農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h)適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の過半数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならないし、批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要求することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

資料 2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

公布：平成11年 6月23日
施行：平成11年 6月23日
改正：平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

資料3 男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を別添とおり定める。

目次

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
 - (1)男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
 - (2)男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成
 - (1)男女共同参画基本計画の考え方
 - (2)男女共同参画基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1)国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
 - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - (2)地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
 - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
 - (3)企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
 - (4)調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革
 - (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2)国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - (3)法識字の強化及び相談の充実
 - (4)男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等法の履行確保
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
 - (2)母性健康管理対策の推進
 - (3)女性の能力発揮促進のための援助
 - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
 - イ 再就職に向けた支援
 - (4)多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
 - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
 - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
 - ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
 - エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
 - (1)あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (3)女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - (4)女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - (5)高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - (1)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
 - (2)仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
 - ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - (3)家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
 - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
 - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
 - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備

- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - (1)高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - ア 介護保険制度の着実な実施
 - イ 高齢者保健福祉施策の推進
 - ウ 介護に係る人材の確保
 - (2)高齢期の所得保障
 - (3)高齢者の社会参画の促進
 - (4)障害のある者への配慮の重視
 - (5)高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - (1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
 - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
 - イ 体制整備
 - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
 - (2)夫・パートナーからの暴力への対策の推進
 - ア 関係機関の取組及び連携の推進
 - イ 相談体制の充実
 - ウ 被害者の保護・自立支援
 - エ 暴力行為への厳正な対処等
 - (3)性犯罪への対策の推進
 - ア 性犯罪への厳正な対処
 - イ 被害者への配慮
 - (4)売買春への対策の推進
 - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - イ 児童買春に対する対策の推進
 - ウ 国際的動向への対応

- (5)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
 - イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (6)ストーカー行為等への対策の推進
 - ア ストーカー行為への厳正な対処
 - イ 被害者の支援及び防犯対策

8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (2)生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
 - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- (3)女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - ア HIV/エイズ、性感染症対策
 - イ 薬物乱用対策の推進

9 メディアにおける女性の人権の尊重

- (1)女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2)国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1)男女平等を推進する教育・学習
 - ア 初等中等教育の充実
 - イ 高等教育の充実
 - ウ 社会教育の推進
 - エ 教育関係者の意識啓発
 - オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
- (2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
 - ア 生涯学習の推進
 - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
 - ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1)国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2)地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ア 国連の諸活動への協力
 - イ WID/ジェンダーの推進
 - ウ 女性の平和への貢献
 - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - オ 国際交流・協力の推進

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
 - (1)男女共同参画会議の機能発揮
 - (2)総合的な推進体制の整備・強化等
- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

資料 4 宮崎県男女共同参画推進会議規程（昭和53年12月27日訓令乙第9号）

[沿革] 昭和54年5月1日訓令乙第7号、60年2月1日第1号、62年8月24日第11号、平成元年4月1日第3号、2年5月22日第3号、3年4月1日第4号、6年11月1日第3号、7年4月1日第7号、8年4月1日第3号、10年4月1日第5号、12年4月1日第3号、13年5月24日第4号改正

本 庁
教育委員会事務局
警 察 本 部

（設置）

第1条 男女共同参画に関する施策について、関係部局の連絡調整を行い、その総合的運営を図るため、宮崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- 二 関係部局の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副知事を、副会長は生活環境部長をもって充てる。
- 3 委員は、各部長（生活環境部長を除く。）、教育長及び警察本部長をもって充てる。

（幹事会）

第4条 推進会議の事務を補助させるため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で組織する。
- 3 幹事は、別表で掲げる者をもって充てる。

（幹事会の会議）

第5条 第2条に規定する推進会議に付する事案は、幹事会の会議に付さなければならない。

- 2 幹事会の会議は、会長が招集する。この場合において、会長が必要と認めるときは、関係課長の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 幹事会の議事は、生活環境部次長（生活・自然保護担当）の職にある幹事が主宰し、その者に事故があるときは、女性青少年課長の職にある幹事が主宰する。

（推進会議の会議）

第6条 前条の会議を経た事案のうち、会長が重要と認められた事案は、推進会議の会議に付されなければならない。

- 2 推進会議の会議は、会長が招集する。
- 3 推進会議の議事は、会長が主宰し、会長に事故があるときは、副会長が主宰する。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、女性青少年課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令で定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則
 この訓令は、昭和53年12月27日から施行する。
 附 則（昭和54年5月1日訓令乙第7号）
 この訓令は、昭和54年5月1日から施行する。
 附 則（昭和60年2月1日訓令乙第1号）
 この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。
 附 則（昭和62年8月24日訓令乙第11号）
 この訓令は、昭和62年8月24日から施行する。
 附 則（平成元年4月1日訓令乙第3号）
 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。
 附 則（平成2年5月22日訓令乙第3号）
 この訓令は、平成2年5月22日から施行する。
 附 則（平成3年4月1日訓令乙第4号）
 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。
 附 則（平成6年11月1日訓令乙第3号）
 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。
 附 則（平成7年4月1日訓令乙第7号）
 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。
 附 則（平成8年4月1日訓令乙第3号）
 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
 附 則（平成10年4月1日訓令乙第5号）
 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
 附 則（平成12年4月1日訓令乙第3号）
 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
 附 則（平成13年5月24日訓令乙第4号）
 この訓令は、平成13年5月24日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

別表

常任幹事	生活環境部次長（生活・自然保護担当）
幹 事	総 務 課 長 人 事 課 長 企 画 調 整 課 長 国 際 政 策 課 長 生 活 環 境 課 長 女 性 青 少 年 課 長 同 和 対 策 課 長 福 祉 保 健 課 長 社 会 援 護 課 長 高 齢 者 対 策 課 長 児 童 家 庭 課 長 保 健 薬 務 課 長 商 工 政 策 課 長 労 働 政 策 課 長 農 政 企 画 課 長 営 農 指 導 課 長 水 産 振 興 課 長 林 政 企 画 課 長 管 理 課 長 会 計 課 長 教育委員会事務局総務課長 " 学校教育課長 " 生涯学習課長 警察本部警務課長

資料5 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	
1945年 (昭和20年)	国際連合創設	衆議院議員選挙法改正公布(初めて 婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	婦人の地位委員会設置	日本国憲法公布 戦後第1回衆議院選挙(初めて婦人参 政権行使)		
1948年 (昭和23年)	世界人権宣言採択			
1952年 (昭和27年)	婦人の参政権に関する条約採択			
1967年 (昭和42年)	婦人に対する差別撤廃宣言採択			
1972年 (昭和47年)	国連総会において1975年を国際婦 人年とすることを宣言			
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催(メキシコ シティー) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「女子教育職員、看護婦、保母等の育 児休業に関する法律」の成立(昭和 51年施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議の 開催		
国 連 婦 人 の 十 年 (1 9 7 6 ~ 1 9 8 0 年)	1976年 (昭和51年)	ILO(国際労働機関)事務局に婦人労 働問題担当室設置	「民法等の一部を改正する法律」(離 婚復氏制度)の成立・施行	
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現:国立女性教育 会館)開館 「国内行動計画前期重点目標」策定	
	1978年 (昭和53年)			宮崎県婦人関係行政連絡会議(現:宮 崎県男女共同参画推進会議)設置
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女 子差別撤廃条約)採択		県に青少年夫人課を設置し、婦人担 当を配置 「婦人に関する意識等基礎調査」実施
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラ ム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする 改正民法成立(昭和56年施行)	宮崎県婦人問題懇話会(現:男女共同 参画推進懇話会)設置 「働く婦人の意識に関する調査」実施

年		世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
国連婦人の十年(1976-1985年)	1981年(昭和56年)	女子差別撤廃条約発効 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える 「家庭婦人の意識に関する調査」実施
	1982年(昭和57年)			「婦人に関する施策の方向 - 婦人行動計画 - 」策定
	1984年(昭和59年)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP 地域政府間準備会議開催(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 「国籍法」の改正(父母両系主義の立場をとる、昭和60年施行)	
	1985年(昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 「国民年金法」改正(女性の年金権の確立、昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」の公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」の批准	
	1986年(昭和61年)		婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催	
	1987年(昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定
	1990年(平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	
	1991年(平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布(平成4年施行)	第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付ける 女性青少年課へ課名変更 みやざき女性交流活動センター設置
	1992年(平成4年)	地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催(リオ・デ・ジャネイロ) 環境と開発に関するリオ宣言「アジェンダ21」採択		「女と男で進めるサンサンひむかプラン」策定
	1993年(平成5年)	国連世界人権会議開催(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択	「パートタイム労働法」公布、施行	
	1994年(平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際・人口開発会議開催(カイロ)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
	1995年(平成7年)	国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を批准	「男女共同社会づくりのための調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「ひむか女性プラン」策定
1999年 (平成11年)	ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)ハイレベル政府間会議開催(バンコク)	改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法の全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	女性青少年課に女性政策監を設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	「ストーカー規制法」公布・施行 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画週間について」	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間 男女共同参画推進本部決定 ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」 ・「女性に対する暴力をなくす運動」について 閣議決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 「育児・介護休業法」改正	第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける 「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性政策班」を「男女共同参画推進班」に改称 宮崎県男女共同参画センター設置
2002年 (平成14年)			「みやざき男女共同参画プラン」策定



平成14年3月策定

発行 / 宮崎県生活環境部女性青少年課
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL(0985)26-7040 FAX(0985)32-4464